

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時
平成 24 年 3 月 16 日（金曜日）
午前 10 時開会、午後 2 時 15 分散会
（うち休憩 午前 10 時 27 分～午前 10 時 32 分、午前 10 時 34 分～午前 10 時 37 分、
午後 0 時～午後 0 時、午後 0 時 1 分～午後 1 時、午後 2 時 13 分～午後 2 時 14 分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、高橋元委員、
佐々木努委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、及川あつし委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
大森担当書記、熊谷担当書記、藤澤併任書記、清水併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、小山調査監、小友秘書課総括課長、
高橋広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
加藤総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、高橋総務室入札課長、
浅沼人事課総括課長、八重樫予算調製課総括課長、紺野法務学事課総括課長、
鈴木法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、
永田税務課総括課長、新屋管財課総括課長、小山総合防災室長、
宮元総合防災室防災危機管理監、小野寺総合防災室防災消防課長、
平総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
千葉副知事（政策地域部長事務取扱）、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室政策監、
森政策推進室評価課長、阿部政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、
堀江市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、
畠山NPO・文化国際課総括課長、西村国体推進課総括課長、
菅原国体推進課施設課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、

野中地域振興室交通課長

(4) 復興局

廣田理事兼復興局副局長、
平井理事兼復興局副局長兼企画課総括課長兼まちづくり再生課総括課長、
佐々木復興局参事、宮総務課総括課長、森企画課計画課長、
渡邊まちづくり再生課まちづくり再生課長、伊藤産業再生課総括課長、
鈴木生活再建課総括課長、鈴木生活再建課被災者支援課長

(5) 人事委員会事務局

熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長

(6) 警察本部

森本警務部長、吉田交通部長、吉田警務部参事官兼警務課長、
川村警務部参事官兼会計課長、佐々木生活安全部参事官兼生活安全企画課長

7 一般傍聴者

3名

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

ア 受理番号第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電
からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求
める請願

イ 受理番号第38号 放射能汚染対策を求める請願

(2) 議案等の審査

ア 議案第23号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関す
る条例の一部を改正する条例

イ 議案第24号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

ウ 議案第106号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

エ 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第54号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第26号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第40号 特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部を改正する
条例

ク 議案第55号 一関市と西磐井郡平泉町の境界変更に関し議決を求めることについ
て

ケ 議案第61号 全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事
務協議会委員の増員並びにこれらに伴う全国自治宝くじ事務協議会規

約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについて

コ 議案第62号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(3) 請願陳情の審査

ア 受理番号第27号 久慈市川貫地内国道281号と市道川貫寺里線との丁字路への信号機の速やかな設置を求める請願

イ 受理番号第28号 行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める請願

ウ 受理番号第30号 消費税率引き上げの中止を求める請願

エ 受理番号第35号 消費税増税に反対する請願

オ 受理番号第36号 岩手県民の命と暮らしを守るための請願

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**五日市王委員長** おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、千葉副知事が政策地域部長事務取扱として出席しておりますので、あらかじめ御了承願います。

この際、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**加藤総務部長** 3月21日の本会議最終日に追加提案を予定しております議案がございます。本委員会の所管にも属することでございますので、説明申し上げます。

平成23年度岩手県一般会計補正予算第11号の追加提案を考えております。これは、東日本大震災復興交付金につきまして、国における所要額の精査の結果、今月中に交付額が増額される見込みとなりましたことから、これに伴う所要の補正をしようとするものでございます。この議案につきましては、21日の本会議に追加提案するため、現在執行部内での調整、所要の手続を急ぎ、補正予算の編成等を進めているところでございます。

また、このほか原子力発電所事故に起因します放射性物質の影響が懸念されます本県産の原木シイタケに関する対策を講じます補正予算につきましても、緊急措置の必要を含め、検討しているところでございます。いまだ調整の段階でございます。詳細につきましては、恐縮でございますが、19日の東日本大震災津波復興特別委員会終了後に開催いたします議案等説明会におきまして説明申し上げたいと存じます。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案10件、請願陳情7件について審査を行います。

なお、総務部より専決処分について及び県営建設工事の入札・契約制度について発言を求められております。付託案件の審査終了後、発言を許したいと思っておりますので、御了承願います。

また、本日の日程であります。受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願及び受理番号第38号放射能汚染対策を求める請願につきましては、当総務委員会のほか、環境福祉委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があるため、環境福祉委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

それでは、受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願及び受理番号第38号放射能汚染対策を求める請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、受理番号第3号については、請願項目のうち、1の(1)及び2、受理番号第38号については、請願項目のうち、1、2及び4の(3)でありますので、御了承願います。

当局から参考説明を求めます。

○**小山総合防災室長** 請願の受理番号第3号及び受理番号第38号の請願2件につきましては、関連いたしますので、受理番号第38号の放射能汚染対策を求める請願の1、2及び4(3)の項立てに基づきまして、御配付させていただいております資料により、県の取り組み状況等を説明させていただきたいと思っております。

まず、放射能汚染の調査等についてでございますが、放射能汚染調査につきましては、測定や安全・安心確保についての方針を定め、それに基づきまして、放射線量や放射性物質の測定濃度を実施し、県民の安全・安心の確保に努めてきたところでございます。また、放射能汚染調査の体制、整備についてでございますが、ただいま説明させていただきまして、住環境や県産農林水産物等の測定を実施してきているところでございまして、現在モニタリングポストやゲルマニウム半導体検出器等の増設を行いながら、給食食材や流通段階での収去検査を新たに実施する等、充実強化を図っているところでございます。

また、除染につきましては、低減方針を策定いたしまして、市町村と連携しながら低減措置を実施してきたところでございますが、今後とも学校等の除染対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、今月13日には、県南広域振興局に現地対応チームを配置いたしまして、市町村が行う除染等の取り組みを支援する体制を強化してまいったところでございます。

次に、2番、東京電力株式会社の賠償責任等についてでございますが、これまでも民間事業者の損害賠償請求の動きを支援いたしますとともに、市町村と協調し、自治体に係る損害賠償を行ってきたところでございます。また、東京電力に対しましては、原発事故による被害は一義的に東京電力が責任を負うべきものであり、迅速に賠償を行うよう強く求

めてまいったところでございます。また、被害を受けました農林水産事業者への経営を継続するための支援も、あわせて行ってまいったところでございます。

国に対しましては、東京電力に対し、十分かつ迅速な賠償が行われるよう、必要な措置を行うことを、これも強く要請してきているところでございます。

以上で、これまでの取り組み状況等の御説明を終わらせていただきます。

○**五日市王委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**久保孝喜委員** ただいま説明をいただいた件で、若干お聞きしたいわけですが、県内に増設を図っておりますモニタリングポストの実際の設置環境などについてはどのようになっているのか。

それから、ゲルマニウム半導体検出器であります、これについての稼働実績をお示しいただきたいと思います。

○**小山総合防災室長** まず、モニタリングポストでございますけれども、今まで盛岡、一関、大船渡、宮古地区に設置しておったところでございますけれども、今後6台増設いたしまして、環境保健センター、これは地上1メートルのところに改めて設置。それから花巻、奥州、釜石、久慈、二戸地区に配備することとしております。これも地上1メートルの高さということで配置することとしております。

なお、ゲルマニウム半導体検出器の稼働状況でございますけれども、2月16日現在でございますが、合計で9,057検体の検査をしておるところでございます。以上でございます。

○**久保孝喜委員** モニタリングポストについては、増設されたことは大変いいことですが、これから24時間体制での測定が開始されていくわけでしょうけれども、このゲルマニウム半導体検出器に関して言えば、取り扱い、操作含めて、やや専門的な知見が必要だろうと思っておりますが、その人的な体制は十分なのでしょうか。その点をお示しください。

○**小山総合防災室長** 人的体制につきましては、現在4台分ということではございますけれども、体制は足りております。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

○**及川あつし委員** 3分の2が意見、3分の1はちょっとお聞きしたいと思います。

まず我が会派としましては、受理番号3号につきましては、紹介議員にはなっておりませんが、当委員会に付託されている事項については、趣旨を了として、採択とすべきだという意見であります。ただ、サインをしていない理由の中にはもろもろあるわけですが、いずれにしても、当委員会に付託の部分については採択すべきだという意見だということ。

ここで若干伺うわけですが、請願理由の中に、今停止中の原子力発電所の再稼働についてのことが記載されております。項目の二つ目のパラグラフのところ、これまでの原子力発電政策を撤回し、現在定期点検中の原子力発電所の再稼働は中止云々ということですが、他の委員会にかかっているものについてもいろいろあるのですが、立地県ではない岩手県が、隣接の青森県や宮城県に設置されている原子力発電所に対して、再稼働につ

いての意見を申し上げるということについて、我々もいろいろと議論をしております。島根県に設置されている原子力発電所について、鳥取県が安全協定を結んだという請願が他の委員会にも付託されているところでもありますけれども、質問は、立地されていない本県が、隣県に設置されている女川原子力発電所や、東通原子力発電所、六ヶ所などの再稼働の件などについて意見を申し上げる立場にあるのかないのか、また原子力安全協定についてどう考えているのか、現時点での当局の見解をお聞かせいただければと思います。

○**小山総合防災室長** 法的に詳しいことになると、明確な御回答を少々しにくいのはございますけれども、安全協定の話からお話しさせていただきたいと思います。

島根原子力発電所に対しまして鳥取県が、距離が近いということで——米子市まで 17 キロと聞いておりますけれども、昨年 12 月ですか、安全協定を結ばれたと聞いております。その中身につきましてですが、基本的に今まで安全協定を結んできた立地県もしくは立地市町村につきましては、施設の増設等について、ちょっと今言葉が出ないのですが、いわゆる承認のような形で・・・（「事前了解」と呼ぶ者あり）事前了解ですか、ありがとうございます。そういった形で安全協定の中に盛り込んでございます。

恐らくそういった形で、新增設と施設変更を行うときには、立地県周辺市町村の了解が必要だということで、法的には整理されているのではないかと理解してございます。

なお、原発関連法で立地県以外のところがそういった意見を述べられるというのはなかったように記憶しておりますけれども、正確には今お話しできない状況です。申しわけありません。

○**及川あつし委員** 議会のルール上、付託される委員会がそれぞれ別なのですけれども、密接に関連しているので伺っているわけですが、確認したいのは、現時点で、東北電力になるのでしょうか、と安全協定などを結ぶ検討の動きをしているかしていないかだけ、はっきりお答えいただきたいと思います。

○**小山総合防災室長** 動きという御質問であれば、まだそういった動きはしておりません。

○**及川あつし委員** あともう一件確認です。昨日確認の意味で、総務部長から防災計画の見直しの際の原子力安全対策についての答弁がありましたけれども、政府の今後の検討を検証しつつということで、それはそれで済としますが、隣接県に設置されている原子力発電所と本県の距離をどのようにとらえていますでしょうか。何キロ圏内にあるのかというのをあらかじめお示しいただきます。

○**小山総合防災室長** 女川原子力発電所につきましては 50 キロ圏域で県南部、一関市の一部がかかる。直線ですと、正確にはかっておりませんが四十何キロという。どこからはかるかということで、青森のほうについてははかっておりませんが、申しわけありません。

○**及川あつし委員** いずれ何キロ圏内で云々という話にもなってくると思うので、多分政府が出してくる対策に関しても、圏域何キロというのが一つの基準になっているので、後日でも後刻でもいいので、正確なところをお示しをいただきたいと思います。いずれ受理

番号3号については、我々はそういう意見であります。

受理番号38号については、我が会派としましても紹介議員を出しております。これについては、趣旨了として採択をすべきだという意見でありますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 今回の大地震、津波、さらには原子力発電所の問題、今までになかった経験をしているわけであります。そういう中で放射能問題に関しましては、まさに日本国始まって以来の重大事故でありました。世の中には原因者負担という言葉があります。一義的には東京電力にその責任はあると思いますけれども、もう一つ欠けている部分があるのではないかと私は思っております。それは、福島原子力発電所で発電した電気は、100%東京都で使用しているということであります。そうなりますと、東京都が岩手県の瓦れき50万トンを引き受けてくれているわけでありますけれども、50万トンどころの話ではなくて、本当は岩手県全部の瓦れきを東京都が持っていてもまだおつりが来るくらいの恩義を感じてもらわなければならないと、私はこう思っているのであります。

50万トンでお茶を濁されて、ああすばらしいな、東京は大変だな、いいことをしてくれたなという議論は間違いで、まやかしにしかすぎない。恐らくこれは、石原慎太郎ではなくて猪瀬副知事の策略だと私は思っています。そういう中にありまして、我々は原因者負担という議論をやっていかなければならない、それが欠落していると思っております。

昨日は、静岡県島田市で議員発議によりまして、岩手県の瓦れき受け入れが決定したようであります。共産党は反対ということでありましたが、10万トンという記事が載っていましたけれども、いろいろなところで引き受けていただいている、これを我々はよく考える必要がある。

昨年5月の連休前後でありましたけれども、静岡県議会の議員が7名、岡山県議会の議員が5名、現地視察に来てくれまして、私が御案内をしたところであります。彼らは、次に来るであろう——相当近くまで来ているであろう南海、東南海、東海などの地震津波を警戒して、まず現地を見ておこうということが多分あったのだらうと思えます。そういう中で、岩手県はあちこちに広域処理ということをお願いをしておりますけれども、余震はまだおさまっておりませんで、まだまだ続いていると考えなければなりません。

そして、首都直下型、あるいは今言いました東海、東南海、南海など、今回の東日本大震災規模の地震が襲って津波が来れば、相当な瓦れきが発生する。そうすると、岩手県とすれば、岩手のものを今回処理していただいたお礼に、お礼といいますか、やったり取ったり、貸し借りですから、岩手県がその分を少なくともお引き受けして協力をしていかなければならないということになるのだと思えます。そういう意味で、東京都はなぜ岩手県を狙ってきたか。岩手の人はおとなしい、ありがたいだけしか言わない、こういう思いがあったのではいかと思っております。

そういう中で、県として、東海、東南海、南海、あるいは首都直下型、そういった地震

があって、大きな被害があった。そこで瓦れきが発生したら、岩手のものを引き受けてもらった以上、岩手県が引き受けなければならないと、そういう議論をしているのでしょうか。お伺いをします。

○加藤総務部長 起こったということでございまして、現在の県の状況といたしましては、そこまで議論は進んでおりません。まだ今現在の課題といたしますか、所管外になりますが――これは環境生活部中心にやっておりますが――県の中におきましても、今の瓦れき処理をどうするか、その中で広域処理につきましてもいろいろお願いしたり、いろんなつてを頼って要請しているという段階でございます。今回のこの瓦れきの問題につきましても全国的な問題になっておりますので、今後の協力関係等を含めてさまざまな――これは県だけではないと思いますが――議論が交わされるだろうと認識しております。

○伊藤勢至委員 今瓦れきだけを取り上げたつもりではありませんで、瓦れきに放射能がくっついているかどうかという、放射能を言わなければ議論の意味がないのでありますが、いずれ今我が岩手県が急がなければならないことは、次の世代を背負って立つ子供たちに健康被害を与えてはいけないということから、やはり何よりも除染と、そして予算確保をするべきであると思います。これがまず何よりも先行しなければならない。今国におきましても、当然政府の国策として進めてきた原発の問題でありますから、それらのことについても議論を始めているようであります。したがって、その様子を見ながら、どういう予算を確保できていくのかという部分も視野に入れながら、なお急がなければならないのは、汚染を受けているところの除染と予算確保にあると、このように思いますので、急ぐなということではありませんが、やることをやりながら、しかし岩手県の予算だけではできないものでありますから、国の動きを注視して、もう少しの間、様子を見ていくことが必要ではないかと思ひまして、これは継続審議がいいのではないかと思います。継続審議にするべきであると思います。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○佐々木大和委員 前回も言ったわけですがけれども、福島第一原発の事故による影響というのは大変大きいものでした。

そして、先ほど報告にありましたように、まさに岩手県でもその被害状況が徐々に見えてまいりまして、東電、さらに政府に対してもいろんな要請を行って現在取り組んでいるというわけであります。

こういう中ではありますけれども、やはりエネルギーに関しては、今非常に混乱した状態にありますが、いろいろな要素をもって検討しなければならない、そういう環境にあるわけですし、原子力にかわるものは、単純に代替エネルギーとして考えられるのが自然エネルギー、それだけでいいのかということも議論しなければならない内容であります。時間的な経過を踏まえながら、今後さらに議論は深まっていくのだらうと思います。

今回の請願については、そういう中からこの請願の要旨、そして請願の理由と、この四つの項目が挙げられておりますけれども、今我々はたまたまこういう形で二つの委員会に

分けて議論しているわけですが、この請願の最終的な結論を出すには、項目ごとの議論だけでは正確な答えは出せない。そういう意味においては、自民党の中では合同審査(後刻「連合審査」と訂正)をして的確にとらえるべきだろうと。そうでなければ本当の趣旨が伝わらないのではないかという意見が多く出ております。そういう意味で、我々としては、今回はまず継続をして、合同・・・(「連合審査」と呼ぶ者あり)連合審査の機会を持つほうがいいのではないかということで、委員長にその取り計らいをお願いしたい。今回は、まだこれの結論を出すには、要素はそろっていないと思います。(伊藤勢至委員「したがって、今回は継続ということ」と呼ぶ)(佐々木大和委員「継続」と呼ぶ)

○五日市王委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 それでは再開いたします。

ただいま佐々木大和委員から申し出のあった環境福祉委員会と連合審査を行う件についてお諮りをいたします。

かかる請願の審査のため環境福祉委員会との連合審査会を開くことについて、環境福祉委員会に申し入れることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、連合審査することについて環境福祉委員長に申し入れを行いたいと思いますが、連合審査する場合に、これらの請願の審査方法等について環境福祉委員長と調整を行う必要があると考えられますが、本日は審査の日程が立て込んでおり、そのいとまがないことから、後日できるだけ早い時期に開催することとして申し入れたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 それでは、請願陳情、受理番号第3号及び第38号については、今回はいずれも継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

環境福祉委員会においては、継続審査と決定したとのことでありますので、御報告いたします。

次に、議案の審査を行います。初めに、議案第23号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江市町村課総括課長 議案第 23 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

1 の改正の趣旨であります、市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可に係る事務を市町村が処理することとする事務から除くこと等所要の改正をしようとするものであります。

2 の条例案の内容でございますが、今回の条例改正は、事務処理特例条例に掲げる 132 法令のうち、40 法令に係る所要の整備を行おうとするものであります。

まず一つとして、地域主権改革の第 1 次一括法及び第 2 次一括法に伴うものとして 30 法令ありまして、これらの法律で市町村の事務、権限とされたものを事務処理特例条例の市区町村が処理することとする事務から除こうとするものであります。

次に、これまで移譲実績がある事務について、新たな市町村が処理しようとするものが 10 法令あり、これらを 11 の市町に移譲しようとするものであります。

最後に、その他、所要の整備といたしまして、土地区画整理法など 5 法令の一部改正に伴い、条項等の整備を行おうとするものであります。

3 の施行期日等でございますが、一括法に伴う部分は平成 24 年 4 月 1 日、または平成 25 年 4 月 1 日から。市町村を追加する部分は、平成 24 年 4 月 1 日から。その他の法律の一部改正に伴う部分は、平成 24 年 4 月 1 日または 6 月 1 日からそれぞれ施行しようとするものであります。さらに、権限移譲に伴い、所要の経過措置を講じようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 この条例については了とするものでありますが、基本的な枠組みとすると、義務づけ、枠づけの見直しという非常に大事な話からスタートして、落とし込みがこういうことになっていると思うのですけれども、県民の皆さんには、ではこれによって何がどう変わるのといった目玉というか、中身がよくわからない部分がありますので、特に権限移譲を行って、県民生活の実態が具体的にどのように変わるのか、特筆すべきところで結構ですので、少し説明をしていただければと思います。

○堀江市町村課総括課長 これは、県が行っている事務を、できるだけ住民に身近な行政サービス主体でございます基礎自治体である市町村が行い、地域住民の利便を向上するという趣旨で、国の動きに先駆けまして、平成 12 年度から条例で位置づけているものでございます。

例えばでございますが、都市計画区域が設定されております市町村について、駐車場法に基づく路外駐車場の設置等は、法令上は県が行うものとされておりますが、こういった

事務は現在も対象に加える市町村すべてに移譲しておりまして、それぞれの市町村において処理ができるようになってきているところでございます。

こういった形で、市町村それぞれの事務の執行体制等もございまして、市町村の意見、要望を聞きながら、できるだけ事務処理を移譲しながら、住民サービスの向上に努めていきたい、そういう趣旨でございまして。

○及川あつし委員 趣旨はわかっているのですが、結局こういう義務づけ、枠づけの変更とか権限移譲があって、実際に行政と県民、市民とのつき合い方がこうなるのですよというところがポイントだと思うのですが、何となく上の議論だけで、では最終的にどうなっているのか、というのがなかなか伝わっていないのが実態だと思いますので、せっかくのこういう流れについては、しっかり説明できるようにしていただきたいという趣旨であります。

最後にいたしますが、それぞれ権限が移譲されたものについては、関係者に対して説明をどうしてきたのか、今回の改正によってどうされるのか、その辺だけ伺います。

○堀江市町村課総括課長 先ほどの御指摘の点につきましては、できるだけ住民にわかりやすい形で、市町村を含めて周知に努めてまいりたいと考えております。

また、2番目のお話でございまして、権限移譲が条例改正で決まると、市町村を通じまして事務の引き継ぎを行う中で、それぞれの市町村広報等を通じまして、県民の皆様こういった業務が市町村の窓口でできる、ということに努めているところでございます。(及川あつし委員「了解」と呼ぶ)

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号及び議案第106号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

以上2件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 議案第24号及び議案第106号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しておりますそれぞれの条例案要綱により説明させていただきます。

まず、議案第 24 号について御説明申し上げます。議案（その 2）の 31 ページをお開き願います。第 1 の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢にかんがみ、知事及び副知事の平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間に支給されるべき給料を減額しようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容についてであります。知事及び副知事に、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間に支給されるべき給料は、知事にあつては月額 105 万 4,000 円、副知事にあつては月額 86 万 4,000 円としようとするものであります。なお、減額措置の内容は、今年度と同様であり、来年度も引き続き減額措置を実施しようとするものであります。

第 3 の施行期日についてであります。この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

次に、議案第 106 号について御説明申し上げます。議案（その 5）の 1 ページをお開き願います。第 1 の改正の趣旨についてであります。海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬の額及び支給方法を改める等所要の改正をしようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容についてであります。1 は海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬を日額とし、報酬の額を表に記載のとおり、それぞれ会長については日額 2 万 9,000 円、その他の委員については日額 2 万 6,000 円に改めるとともに、日額の報酬の支給方法について、その都度、または翌月の給与の支給日に支給することと定めようとするものであります。

2 は、今回の日額報酬への見直しにあわせまして、月額報酬を受ける行政委員会委員等の特別職の職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には、その月の報酬は支給しないこととしようとするものであります。第 3 の施行期日についてであります。この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 たびたび済みません。この件について総体的な話で、総務部長に伺いたいと思います。議会運営委員会でもたびたび議題になって、菅野総務部長のときから一般的な見直しを進めるという説明を受けてまいりましたけれども、その一環として、今回の海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員の報酬の見直しになったのかどうかについて。また、他の委員の報酬の見直し等についてはどうなるのかもお知らせください。

○加藤総務部長 これまで議会運営委員会等でさまざま議論があつた経緯がございませ

て、その議論を踏まえまして、今回見直しを行うということでございます。

今回1月末に移行いたします二つの委員会につきましては、勤務実績、開催実績等を勘案いたしまして、日額でいいであろうと。また、委員会の御意見も伺いながら定めたというものでございます。その他の行政委員会等につきましては、勤務実績等を踏まえまして、今回検討いたしました月額支給のままがいいであろうということで、今回につきましては支給方法については改めておりません。

ただし、これまでさまざま議運等の場でも御議論がございましたが、勤務実績がないのにもかかわらず、その月の報酬を支給するというのはいかがであろうかということもございましたので、先ほど説明いたしました第2の2の部分でございますが、その月の実績がない場合は月額であっても支給しないという規定も設けることにしたということでございます。

○及川あつし委員 確認ですけれども、第2の2のところは、他の行政委員にも適用されるということによろしいかどうかという点と、他の月額報酬の委員についても検討してきてやっているということですので、さらなる条例の改正等について考えているのかどうか。

あともう一つ、今頭に判例がしっかりないのですけれども、たしか最近また判決が出たやに承知しているのですが、どういう判決で、それが本県にどういう影響になるのか、その点だけお聞きします。

○浅沼人事課総括課長 不支給規定の適用につきましては、現在月額となっております委員会にも適用となるものでございます。先に判例のほうを申し上げますと、昨年12月に最高裁の判決が示されまして、その結果を踏まえて、さらに各行政委員会の実情をさまざまお聞きしながら今回の改正案に至ったという経緯がございます。さらなる条例の改正につきましては、勤務実態、各委員会での活動の状況を踏まえながら絶えず見直しをし、必要に応じて検討していくというスタンスで継続して臨んでいきたいと思っております。

○及川あつし委員 わかりました。予算調製課長になるのか人事課長かわかりませんが、この改正に伴う影響額をどのように積算されているかお示しをお願いします。

○浅沼人事課総括課長 今回の見直しに伴いまして、日額制ということでございますのでその活動によって金額が動きますが、平成20年度から平成22年度実績ベースで試算ということで、二つの委員会で見直した結果、合計で700万円ほどの減額が予想されるというところでございます。

○及川あつし委員 第2の2の部分についての影響額はどののでしょうか。つまり他の行政委員についても、1カ月丸々勤務実態がなければ報酬を支給しないということになれば、丸々1カ月やっていない行政委員会もあるのかないのかも全部シミュレートしていると思うので、それについての試算もあれば、お示ししたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 日額制は、そのとおりの日額で出ますからいいのですが、月額制につきましては、実際不支給規定が適用になるか否かという部分でございますが、平成23年度

という部分で見ますと、病気の関係で1カ月丸々勤務ができなかったという方が1名おられるという事例はございますが、極めて少ない状況になってございます。

○五日市王委員長 ほかに。

○久保孝喜委員 改めてお尋ねをしますが、日額報酬に切りかわっていくことは、それ自体は私も賛成なのですが、この日額の設定の2万6,000円、2万9,000円、これの根拠についてお示しをいただきたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 日額につきましては、他県の例なども参考にしておりますが、本県の常勤の行政委員でございます常勤監査委員——給料月額60万4,000円でございますが、これを1カ月の勤務日数21日で割った額を会長の額とし、さらに委員につきましては、従前の会長と委員の報酬比率等を勘案いたしまして、9割の額という算定方式により算出したものでございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第54号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 議案第25号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第54号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しておりますそれぞれの条例案要綱により説明させていただきます。議案とあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、議案第25号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の32ページをお開き願います。

第1の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢にかんがみ、管理または監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。平成24年4月から平成25年3月ま

での間、給料の特別調整額の月額について、副部長級以上の職にある職員については 100 分の 25、総括課長級の職にある職員については 100 分の 15 を減じた額としようとするものであります。なお、減額措置の内容は今年度と同様であり、来年度も引き続き減額措置を実施しようとするものであります。

第 3 の施行期日についてであります。この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

次に、議案第 54 号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 108 ページをお開き願います。

第 1、改正の趣旨についてであります。諸般の情勢にかんがみ、管理または監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容についてであります。平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間、教育職給料表 4 級の適用を受ける校長の管理職手当の月額について、職責に応じ 100 分の 25 または 100 分の 15 を減じた額としようとするものであります。なお、減額措置の内容は今年度と同様であり、来年度も引き続き減額措置を実施しようとするものであります。

第 3 の施行期日についてであります。この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 議案第 26 号の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 34 ページをお開き願いたいと存じます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第1の改正の趣旨についてであります。公害防止等業務手当の支給範囲を拡大するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。1については、環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室を環境生活部廃棄物特別対策室とする組織の変更に伴い所要の整備をしようとするものであります。

2については、水質汚濁防止法の一部改正に伴い、公害防止等業務手当の支給範囲を拡大しようとするものであります。具体的には、有害物質貯蔵指定施設が立入検査の対象施設に追加されたことに伴い、当該施設等の立入検査業務を公害防止等業務手当の支給対象としようとするものであります。

最後に、第3の施行期日についてであります。この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、第2の2は、水質汚濁防止法の一部改正の施行日に合わせ、平成24年6月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**伊藤勢至委員** 水質汚濁防止法の改正という言葉が出ましたが、この中にトリクロロエチレンなどは入っているのでしょうか。それを貯蔵している施設ということで理解してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○**浅沼人事課総括課長** 法の施行令におきまして、有害物質という定義がございますが、揮発性有機化合物に属する10物質という指定がございます。その中にはトリクロロエチレンも含まれているところでございます。

○**伊藤勢至委員** 実は、平成2年ごろだったと思いますけれども、当時産業廃棄物という文言がようやく出てきて、国じゅうで議論が行われ、そのときにこの水質汚濁防止法というのも見直された経緯があると思います。それ以来、追いかけていなかったもので、今確認をしたのであります。平成2年に私が市議会に在職しているときでありましたけれども、宮古市の上水道は閉伊川、あるいは長沢川の伏流水を自噴している状況で利用しているわけでありまして、閉伊川は宮古市民の命の川であると思っておりました。そういう中で、長沢川の上流に産廃処理場ができる、これは安定5品目ということでありましたが、私は市会議員の当然の仕事として、宮古市と公害防止協定を結ぶべきだということを言いました、防止協定を結んでもらいました。

そうしましたところ私は、そこの産廃を立地しようとしていた方から、1,500万円の損害賠償の裁判を起こされました。当然これは民事訴訟でありますので、受けて立たなければなりませんから、私も市会議員としての名誉を守る対抗上、応訴したわけでありまして、宮古の地方裁判所で勝訴して、県議会議員になったときに仙台高等裁判所に行ってまいりまして、高裁でも私が勝訴した経緯があります。

そういう中で、当時の水質汚濁防止法の中にはトリクロロエチレンが入っていなかったと記憶しておりますが、このトリクロロエチレンは水よりも比重が高いということで、大

地にひっくり返しますと、そのままどんどん地下に浸透していくと。そういう中で、ある環境に関する産業では、当時国内で年間 20 万トン使用されているが、正規に回収して処理しているのは 10 万トンしかない。したがって、あと 10 万トンがどこかで地面にあけられているのではないかと。そういうことがあって注目してきた経緯があったので伺ったところであります。

我々が生きるのに必要な水を守るため、あるいは水質汚濁防止法などをしっかりと守っていくために働く職員の皆さんの給与待遇をよくする、これは当然のことです。

それとあわせてもう一つ、エンドレスに職員の皆様の給料を下げていくのは、やめたほうがいい。タイミングもあろうと思います。世の中のこともあります。為政者はしようがありません。しかし、一般職の皆さんは為政者ではありません、行政マンであります。特に今回の震災のような場合でも、まさに不眠不休で職に当たられたわけですので、いつかのときにはエンドレスで給料を下げていくというのはやめたほうがいい。そうでないとモチベーションが持てない。気力、体力と、あと最後は精神力だと思います。公務員として、パブリックサーバントとして頑張らなければならないというのは、最終的には大海にも行き着く、こういう思いもあります。したがって、為政者とは別に、一般職の皆さん方はエンドレスに給料を引き下げる、そういう自虐的なことはやるべきでないと思いますが、いかがでございますか。

○加藤総務部長 ただいま一般職の給与の減額につきまして御指摘を賜りました。我々も継続していつまでもということは考えておりません。したがって、年限を設けて 1 年なり、そういう形で時限的に設けて、その都度お願いしているという状況でございます。その都度お願いしているわけですが、それが何回か積み重なって、職員に対しましても心苦しいところでございますが、諸般の情勢、財政状況等を勘案いたしまして、やむなく提案しているわけでございます。当然そういう状況が改善いたしますれば、解消も考えなければいけないということで、毎年毎年というか、そういう時限ごとにさまざまな検討を慎重に行いまして提案しているものでございまして、今の御指摘も踏まえ、今後適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第 40 号特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 議案第 40 号特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 76 ページをお開き願います。条例の内容につきましては、便宜お手元にお配りしております条例案の概要により御説明申し上げます。

第 1 に、改正の趣旨でございますが、特定非営利活動法人、特定非営利活動促進法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、特定非営利活動法人が行う手續等について定めるとともに、認定特定非営利活動法人の認定の手續について定める等所要の改正をしようとするものであります。

第 2 に、条例案の内容でございますが、まず特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、新たに加わった認定特定非営利活動法人の認定の手續について定める等所要の改正を行うものであります。

次に、外国人登録法の廃止に伴い、特定非営利活動法人の設立の認証申請に添付する書類に関して表現を整理するものであります。

最後に、その他、条項の改正等所要の整理を行うものであります。

第 3 に、施行期日等についてでございますが、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございますけれども、外国人登録法の廃止に伴う所要の整理は、外国人登録法廃止の施行日である 7 月 9 日から施行しようとするものでございます。

さらに、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 何点かお伺いしたいと思います。条例の趣旨、改正については理解をしているつもりであります。今回の条例改正の大きな点は、認定NPO、または簡易認定のNPOの申請の窓口が岩手県にあるということでありまして、税控除等を受けられる団体になるということで、事務手續等についてはかなりやっかいな内容ではないかと思っております。昨日人事異動の発表もありましたが、NPO・文化国際課の体制等については、この条例改正に向けて相当強化しなければいけないのかなと推察しますけれども、平成 24 年度以降の体制はどのようになっているのでしょうか。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 認定NPO法人の認定の関係につきましての事務の体制でございます。NPO・文化国際課に平成 24 年 4 月 1 日から、認定NPO法人の専門員ということで 1 人非常勤職員を配置いたしまして、その方に認定NPO法人制度に関する県内各地での幅広いPR活動、あるいは認定NPO法人になろうとするNPO法人からのさまざまな相談対応、そして認定の手續、そういったものをお願いしてまいりたいと考

えてございます。

そのほかに、NPOの支援に関しましては、既に昨年4月から認定NPOも含めまして、NPO支援のための特命課長も配置してございますので、そういった職員の指示命令のもとに、その非常勤職員とよく連携をしながら、しっかり認定NPO法人に関して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○**及川あつし委員** わかりました。期待をしているという意味でお聞きしているのですが、懸念される事項は、実は私の中では多々あります。税控除を受ける団体というのは、派生してかなり問題が起きますので、そこについてあらかじめ予見をしながらやること。萎縮する必要はないと思いますけれども、税控除を受けることに伴うさまざまな問題、これは必ずありますので、ありていに言えば脱税ですね。この件については、脱法行為等がないように、あらかじめ予見を持って取り組んでいただきたい。

あとは、行政にとって二律背反かなと思うのは、認定NPOの要件を満たすためには、結局NPOの組織自体の基盤を強化しなければいけないと。会員をちゃんとふやさなければいけない。委託する事業の割合というのが決められていますね。そこで年度途中で皆さんは、ある部分では発注者になるというところで、今後は非常に難しい調整が出てくると思うのですが、そこら辺の調整をうまくやっていく必要があると思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいという意味であります。その点について所感を含めてお伺ひして終わります。

○**畠山NPO・文化国際課総括課長** ただいま税金上の取り扱い上のさまざまな懸念、あるいは県が発注する委託事業の取り扱いに関する御懸念をいただいたところでございますけれども、そういった御指摘も踏まえまして、適正な制度の運用にしっかりと心がけてまいりたいと思います。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第55号一関市と西磐井郡平泉町の境界変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**堀江市町村課総括課長** 議案第55号一関市と西磐井郡平泉町の境界変更に関し議決を

求めることについて御説明申し上げます。議案(その2)の109ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております一関市と西磐井郡平泉町の境界変更に関し議決を求めることについて、により御説明申し上げます。

1の提案の趣旨でございますが、土地改良事業の施行に伴い、一関市と西磐井郡平泉町の境界を変更しようとするものであります。2の提案の内容でございますが、平成12年度から実施しております土地改良事業によりまして、道路、水路及び耕地の区画が変わり、従来の境界のままでは、一つの区画が両市町にまたがり、合理性を欠くこととなっております。このため、事業後に新設された道路及び水路にあわせて新たな境界を定めることとし、両市町の申請に基づき、本年7月1日から境界を変更するため、地方自治法第7条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

境界変更を行う区域につきましては、資料に添付しております図面により御説明申し上げます。上の位置図をごらんください。黒い線で囲まれた範囲が、土地改良事業の一関第1地区となります。その範囲内に表示しております青い線が現在の一関市と平泉町の境界線です。赤い線が変更後の境界線となります。下の市町界変更図をごらんください。こちらが境界変更箇所の拡大図になります。恐縮でございますが、上の図と向きが逆で、右が北—右に約90度傾けた形ではありますが、今回変更する区域は、赤色の部分が一関市から平泉町に、緑色の部分が平泉町から一関市に、それぞれ編入する区域となります。

前の説明資料にお戻りいただきまして、下にごございます参考2をごらんください。今回の境界変更に伴う面積、人口及び世帯数の異動でございますが、平泉町から一関市に編入する面積及び一関市から平泉町に編入する面積は、ともに5万4,078平方メートルで異動はなく、また境界変更に伴う人口及び世帯数の異動もございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第61号全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会委員の増員並びにこれらに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第 61 号全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会委員の増員並びにこれらに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することの協議に関し議決を求めることについて説明申し上げます。議案（その 2）の 117 ページをお開き願います。

これは、昨年 10 月 21 日に地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令の公布があり、平成 24 年 4 月 1 日から熊本市が指定都市として指定されることとなりましたので、全国自治宝くじ事務協議会に熊本市を加えるとともに、委員を 1 名増加することに伴い、協議会規約の一部を変更することを、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第 252 条の 6 において例によることとされている同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

以上で説明を終わります、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

〔及川あつし委員「議事進行」と呼ぶ〕

○**及川あつし委員** ちょっとくだらないことなので恐縮ですが、117 ページの印刷は、これは間違いですか、正しいのですか、それだけです。

○**八重樫予算調製課総括課長** 規約のところが縦書きとなっておりますが、全国自治宝くじ事務協議会規約が縦書きでございますので、その例に倣って議案も縦書きにしているものでございます。

○**及川あつし委員** わかりました。

○**五日市王委員長** 次に、議案第 62 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**浅沼人事課総括課長** 議案第 62 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その 2）の 118 ページをお開き願いたいと存じます。この議案の趣旨は、平成 24 年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第

252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

1、契約の目的でございますが、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告の提出を受けるものであります。

2、契約期間の始期は、平成 24 年 4 月 1 日とするものであります。なお、契約の終期につきましては、同法第 252 条の 36 第 6 項の規定によりまして、毎会計年度の末日とされております。

5 の契約の相手方は、尾町雅文、公認会計士であります。同会計士は、平成 22 年 12 月に公募により選任した方であり、平成 23 年度の包括外部監査におきまして、「公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について」をテーマに、公認会計士としての豊富な見識、幅広い知識とすぐれた洞察力を生かして監査を行っていると認められますことから、引き続き契約をしようとするものであります。なお、公募の際、県内在住の方からの応募はなかったところでございます。

同会計士の履歴についてでございますが、詳細はお手元に配付しております契約予定者の履歴をごらんいただきたいと存じます。主な略歴を申し上げますと、同会計士は、昭和 53 年 11 月に青山監査法人、平成 7 年 4 月に有限責任監査法人トーマツに入社、平成 23 年 10 月に尾町雅文公認会計士事務所を設立され、これまで民間会社や公的法人などの多くの監査業務への従事経験を有しております。また、宮城県や仙台市の包括外部監査人も務められたほか、現在は日本公認会計士協会東北会会長、日本公認会計士協会常務理事の要職を務められております。

なお、地方自治法第 252 条の 36 第 3 項の規定により、同一の者と連続して包括外部監査契約を締結できる回数は 3 回までとなっております。同会計士との契約締結は平成 23 年度と、平成 24 年度で 2 回目となるところでございます。

3 の契約金額についてでございますが、相手方へ支払う額は、監査の結果に関する報告の提出後に、実際に監査に要した日数等に応じ精算の上、一括払いとするものであり、現時点において確定させることは困難であります。このため、平成 22 年度に公募を行った際に、尾町氏から御提案いただいた監査費用額 1,280 万円、この額が当方の積算額を大きく下回ってございますことから、昨年度と同様、当該額をもって上限額とし、その旨を明記し、契約しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 総務委員会は初めての所属でありますので、寡聞にして初めて聞く名前です。少なくとも生年月日、現在何歳、最終学歴、そのくらいを教えてください。改めて見ても見えてこないと思うのですが、いかがですか。

○浅沼人事課総括課長 年齢が 58 歳でございます。最終学歴が法政大学の経済学部というところになってございます。

○及川あつし委員 単純なことから何点か聞きたいと思うのですが、先ほどの人事課長の

説明の中で、岩手県の方の応募者はいなかったという説明がありましたけれども、もしいた場合には、県内の方のほうが — なるべく県内の監査法人のほうが望ましいのか、それとも包括外部監査ですので、関係者がいる可能性もあるため、県内の方より県外の方が望ましいという基本方針があるかないかを、まず1点伺いたいと思います。

二つ目は、何で人事課が所管しているのかなと素朴な疑問なのですが、人事のことにも関係するのかもしれませんが、監査委員事務局ではない理由とか、何で人事課なのかというところが何となく釈然としないところがあるので、そこら辺の組織上の説明があれば教えていただきたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 県内応募の関係でございますが、選任に当たりましては、さまざまな観点から選定基準といいますか、選定する考え方でございます。大きく五つございまして、法的な理解 — 法制度の理解、地域理解 — 地元の事情等状況を把握しているかどうか、費用対効果という意味の経済性 — コストという部分、さらには会計制度の専門性、最後五つ目になりますが、本県の外部監査に十分な時間を割いていただけるか — 専任性といいますか、などを見て総合的に判断するという流れになってございますので、県内であることがすべてで決定するということではございません。それらを総合的に判断させていただくというところでございます。

2点目の人事課所管ということでございますが、行政経営という視点で、私どももいろいろ業務を持ってございますので、行政運用をチェックする制度の一つとして、私ども人事課がこの制度を所管しているところでございます。

○及川あつし委員 よくわからなかったので聞きたかったのです。

あともう一点は、契約の相手方が尾町さんという個人の名称になっておりますが、会計事務所と契約をしないで個人と契約をするのは何か理由があるのでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 これは、従前から公認会計士個人と契約をするという形でとってきてございます。ただ、お一人ではすべての監査業務を賄い切れませんので、外部監査人はその補助者という方々を指名することができるということで、通例ですと5名ないし6名の補助者が一緒に監査をして歩くということになってございます。したがって、従来から個人ということで契約をさせていただいているところでございます。

○及川あつし委員 だめだという意味ではないのですけれども、何となく違和感があるのです。監査法人の事務所と契約をしていれば、万が一契約者の方に事故があった場合に、補助者だけで監査する場合も、法人契約の場合のほうが問題はないのかなという感じがしたので聞いているまでであり、一応確認のためであります。よろしく申し上げます。

○浅沼人事課総括課長 契約の当事者として、法令上個人が想定されているところでございまして、そのような制度のフレームにのっとって、従来対応してきているところでございます。万が一途中でけがをされたといいますか、健康を害されたという場合には、変更という部分でいろいろ対応を考えていかなければいけないということになるかと思っております。

○及川あつし委員 私も公益法人の役員をやっていますけれども、外部監査を受けるとき

は、必ず監査法人としか契約をしていませんので、何でこんな大きい額の契約が個人なのかなとちょっと違和感がありましたので、少し研究していただければと思います。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第 27 号久慈市川貫地内国道 281 号と市道川貫寺里線との丁字路への信号機の速やかな設置を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**吉田交通部長** 受理番号第 27 号久慈市川貫地内国道 281 号と市道川貫寺里線との丁字路への信号機の速やかな設置を求める請願に関し御説明申し上げます。

まず、交通信号機の設置要望から設置決定までの流れについてであります。地域住民の方々から要望されましたものにつきましては、管轄警察署で実態調査を行った上、道路管理者、交通安全関係者、地域住民など、多様な委員で構成されている警察署交通規制対策協議会で意見を聴取し、その結果を踏まえて警察本部に報告されます。警察本部では、さらに全県的な観点から、総合的に検討の上、公安委員会に設置案を上申して決定しているところであります。

本請願に係る信号機につきましては、公安委員会にも同様の請願があり、請願の趣旨は理解しております。今後久慈警察署において、交通規制対策協議会を通じて、地域住民の方々の御意見を踏まえた検討がなされることとなります。今後とも地域住民の方々の要望を幅広く把握していくとともに、地域交通実態を踏まえた信号機の設置に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**五日市王委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**城内愛彦委員** 今説明があったとおり、こういう事例案件は県内各地、多々あるかと思えます。適宜現地に対処しているということですので、こういった案件については、本総務委員会には似つかわしくないのではないかと私は思うところであります。

継続審査がいいのか、差し戻しがいいのか、その辺の取り計らいはちょっとわかりませ

るので、継続にしていだければと思います。

(伊藤勢至委員「信号機だから黄色ぐらいにしておいてよ」と呼ぶ)

(城内愛彦委員「黄色でお願いします」と呼ぶ)

(伊藤勢至委員「赤にしたら名誉に傷がつく、将来的に」と呼ぶ)

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いは、先ほど継続審査との御意見もありましたが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 それでは、継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第 28 号行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○堀江市町村課総括課長 参考説明に当たりましては、便宜お手元にお配りしております行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める請願についてにより説明させていただきます。

まず、1の行政書士の業務でございますが、行政書士法においては四つの規定がございまして、1の官公署に提出する書類、権利義務または事実証明に関する書類の作成、2として、官公署に書類を提出する手続、3として、許認可等に関して官公署が行う不利益処分に係る聴聞または弁明の機会の付与の手続の代理、4として、行政書士が作成可能な書類の作成について相談に応じることといった業務を行うこととされております。

次に、2の代理権付与の状況でございますが、(1)にございまして、現在行政書士が代理することができるのは、行政手続法に規定される許認可等に関して官公署が行う不利益処分に係る聴聞または弁明の機会の付与の手続において、当事者のために行う一切の行為が代理可能となっており、これは先ほどの1の(3)と同趣旨でございます。

次に、(2)の行政書士、弁護士等への代理権付与の状況でございますが、行政書士につきましては、行政手続法に係る手続の代理は、備考欄にございまして、許認可等に関して官公署が行う不利益処分に係る聴聞または弁明の機会の付与の手続に限り代理権がありますが、行政不服審査法に絡んだ事件はございません。弁護士については、行政手続法、行政不服審査法、どちらの手続に関しても代理権がございまして、司法書士及び税理士については、行政不服審査法においてのみ代理権が付与されておるようでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いは、いかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**五日市王委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。

これについて御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** お諮りいたします。

意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

次に、受理番号第 30 号消費税率引き上げの中止を求める請願及び受理番号第 35 号消費税増税に反対する請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**永田税務課総括課長** 受理番号第 30 号消費税率引き上げの中止を求める請願及び受理番号第 35 号消費税増税に反対する請願につきまして御説明申し上げます。説明に当たりましては、便宜お手元にお配りしております資料、社会保障・税一体改革大綱（抜粋）と書いた資料でございますが、そちらにより説明させていただきます。

本年 2 月 17 日に社会保障・税一体改革大綱が閣議決定されたところではありますが、その中で、資料の 1 ページの中ほどをごらんいただきたいのですが、第 3 章、各分野の基本的な方向性 1. 消費課税、(1) 消費税の 2 段落目にありますとおり、国税の消費税収は、その全額を社会保障 4 経費に充てるほか、地方消費税の税率引き上げ部分についても、社会保障財源化するとされ、現行の国の消費税 4 %、地方消費税 1 %につきまして、それぞれ

次のページにありますけれども、平成 26 年 4 月から、消費税 6.3%、地方消費税 1.7%、合わせて 8%。平成 27 年 10 月から、消費税 7.8%、地方消費税 2.2%、合わせて 10%に引き上げるとされております。なお、税率の引き上げに当たりましては、恐縮ですが、資料の 1 ページにお戻りいただきまして、上のほうになりますけれども、経済への配慮といたしまして、税率の引き上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引き上げ実施前に経済状況の好転について、名目実質成長率、物価動向など、各種の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引き上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする規定を法案に盛り込むとされております。

また、食料品等への軽減税率の適用につきましては、高額所得者の負担軽減額が大きくなることや、課税ベースの問題、それから事業者の負担増等の観点から、今回の改革においては、単一税率とすること、所得の少ない家庭ほど消費税負担率が高くなる、いわゆる逆進性の問題も踏まえまして、給付付き税額控除等の総合的な施策を導入すること等についてもあわせて言及されているところでございます。

なお、資料の 3 ページ目に横長の資料を御用意してございますが、税率引き上げ後の消費税率に係る国・地方の配分を示したものでございます。以上で説明を終わります。

○**五日市王委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**久保孝喜委員** 消費税増税に関しては、現在国政における最大の政治課題とも言うべきものになっておりますし、伝えられたところによると、与党内においてかなり熱い議論が交わされているという報道もございます。被災県岩手として、可処分所得を実質減らしていく方向となる消費税増税については容認できるものではないというのが私の考えですし、こうした現下の政治状況の中で、被災県岩手が、そしてその議会が、消費税増税に対して一定の歯どめをかける態度を表明していくのは非常に意味のあることだと思っておりますので、これは受理番号第 30 号、第 35 号ともに採択をするべきものと思っております。そのようにお取り扱いをいただきたいと思っております。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

○**伊藤勢至委員** 消費税、確かに納税の側からしますと高くないほうが良いという議論もあるかもしれませんが、しかし、この国を維持するためには、ある程度の会費を払っていかなければならない。そういうことも一方では必要なわけでありまして。ただ問題は、3,000 円会費の飲み会に行ったのに、冷ややっこしか出なかったという、みんな怒るわけですが、3,000 円会費の飲み会で 5,000 円飲んでこいというのが我が家の家訓です。こういうことから考えますと、国を支えるためには、やはり応分の負担が必要だと思っております。

そういう中で、今から 15 年ぐらい前ですか、消費税が 3%から 5%に上がりました。2%上がったうちの 1%は、地方消費税交付金ということで、都道府県に返すということだったわけですが、これが私は適正に履行されていないと思っております。都道府県の中で、東京都は不交付団体、こう言って威張っておりますけれども、東京都を構成する千

代田区から港区まで 23 区は、70 億円平均で地方消費税交付金が支給されているのです。これは、都道府県というのが一体ではないという証拠で、東京都が中 2 階というか、我々より上にいる、本来東京都に行っている 70 億円平均は、46 都道府県で分けるべきものがありますから、70 億円平均の 15 年だと 1,500 億円ぐらいが我々岩手県にも入ってよかったのだと、そういう議論を今やってもらわなければならない。

上げるのはいたし方ないけれども、応分の国民としての政策的な支援が必要だという議論を今盛んにやってもらっているわけですし、議論の中でも足りない部分があります。スウェーデンもデンマークも 25%、30%の国でありまして、確かに上げるな、下げろというのは言いやすい話でありますけれども、会費を払わないで酒を飲むというのにはあり得ないはずなのでありまして、そういう点からいきまして、もう少し目線を変えた議論を中央でもらわなければいけないと思いますので、我々も言うことは言いながら、しかしこの議論は見守っていく必要がある。

雪解け水のように、山からお金がどんどん解けて降ってくる、あるいは打ち出の小づちでもあればいいですけれども、そうでもない状況の中にあっては、やはり皆さんに負担をお願いしなければならないという議論は、仮に今でなくても出てくるはずであります。それを先延ばしすることだけが、あるいはストップをさせることだけが為政者のやることではないと思いますので、今言いました地方消費税交付金の議論ももっとしてもらいながら、議論を進めてもらいたい。応分の負担を国民が受けられるようにしていくべきだと思いますので、この二つとももう少し時間をかけて議論をしていただきたいと思います。

しかも、今言いましたけれども、議論をしてもらいたい。これを決めるのは、あくまでも国でありまして、したがってこの動向を見る必要があるということから、税全般にかかわるといことでありますので、第 30 号、第 35 号ですか、この二つは否決、不採択ということをお願いをしたいと思います。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

○**及川あつし委員** 我が会派の意見を申し上げたいと思っています。予算特別委員会で飯澤委員が、当局の皆様消費税の扱いについて質問させていただいたところですが、我々とすると、今後また地方消費税の取り扱い、社会保障財源化するとか、地方の財源の確保に関して、ただいま伊藤委員からも意見がありましたとおりに、不確定な部分があるというところで、にわかには今の税と社会保障の一体改革の流れについては是認できるものではないという立場であります。

同時に、我々は政策担当者会議に全部かかわってはおりませんが、民主党が提起されて、自民党とも合意をされている国に対する意見書が出ると仄聞しております。その内容については、消費税の税率について慎重に対応することという内容であるようでありまして、我々もその意見書案には賛成の予定であります。

ついでには、今回出されている請願については、受理番号第 30 号については、そもそも請願理由の中に、在日米軍の経費の削減、大型開発の浪費、10%の株式譲渡益の課税を 20%

に戻すなど、我々とは資本主義経済に対する考え方が大きく違うという理由からの消費税引き上げということでありまして、これについては是とするわけにはいかないと考えております。

第 35 号につきましても、請願趣旨については一部是とするものでありますけれども、請願項目である消費税増税をやめることという明確な文言のもとに政府に対して意見書を上げるということについては、我々は慎重でありたいし、民主、自民の共同提案になる見込みの意見書に賛成したいということで、結論から言えば、賛成できかねるということでありますので、そのように取り計らいをお願いします。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** それでは、まず受理番号第 30 号消費税率引き上げの中止を求める請願の取り扱いについてであります。本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決いたします。

お諮りいたします。本請願は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 35 号消費税増税に反対する請願の取り扱いであります。本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決いたします。

お諮りいたします。本請願は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 36 号岩手県民の命と暮らしを守るための請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、請願項目の 2 及び 3 でありますので、御了承願います。

当局の参考説明を求めます。

○**小山総合防災室長** 請願受理番号第 36 号、岩手県民の命と暮らしを守るための請願の 2 及び 3 につきまして御説明させていただきます。

その前に、受理番号第 3 号と第 38 号の際にお話がありました青森県における原子力施設からの距離でございますが、原子力施設として六ヶ所、東通と 2 カ所ございますが、六ヶ所村につきましては、洋野町まで約 70 キロ、正確な距離はちょっと出せませんが、地図から拾った距離で約 70 キロ。東通につきましては、約 85 キロになってございます。

それでは、説明をさせていただきたいと思っております。まず、安全協定の締結についてでございますが、原子力発電所立地県外で原子力事業者と安全協定を締結しております県は、先ほども御説明させていただきましたけれども、鳥取県の 1 県のみでございます。この協定につきましては、米子市から島根原子力発電所までの距離が 17 キロメートルと近接すること等から、平成 23 年 12 月 25 日に鳥取県、米子市、境港市と中国電力の間で締結が行われたものでございます。その締結の主な内容でございますが、発電所の増設に伴う土地の

利用計画等についての報告、それから発電所周辺の安全を確保するために必要と認める場合における現地確認、安全確保のための事業者の責務、原子力の安全性に関する情報の公開、環境放射線等の測定、異常時における連絡、損害の補償等でございます。

次に、原子力施設の過酷事故作業を想定した防災計画を策定することについてでございますが、この点につきましては、昨日の特別委員会で御議論いただいておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。以上でございます。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○久保孝喜委員 先ほど来お話の出ています安全協定にかかわって何点かお聞きをしたいのですが、いわゆる原発立地県以外の安全協定というのは、今まさに議論が始まったところということでもありますし、国におけるE P Zの圏域設定もこれから変更されるということで、しかも拡大の方向であるとは聞いておりますけれども、そうした国の枠組みとは別に、原発立地県の隣県である本県は、これまで原子力発電所災害にはかなりある種他人事であったなというみずからの反省も含めて、行政体の中にあってはなおさらのことですが、具体的な計画なり準備というのがなかったということは、これまでの議論でも出てきたことであります。

総括質疑でも申し上げたのですが、安全協定を結ぶ前段階としての、県としてのこれまでの取り組みの反省というのが、今回の原子力事故災害によって幾つか出ているのだらうと思っております。私はその点を、地域防災計画の中に盛り込むべきだという話をしたわけですが、現実にこれまで、例えば隣県の宮城県とか青森県に対して情報提供を求めたり、あるいはその実態を聴取したりというようなことがあったのかどうか、その点をまずは教えていただきたいと思っております。

○小山総合防災室長 そのような形で調査をしてはおりませんので、知る限りというお話でさせていただきたいと思っておりますけれども、なかったということで理解しております。

○久保孝喜委員 これまでも議会に対して、特に海洋汚染にかかわる懸念が非常に強くて、沿岸部のさまざまな団体などから請願が出されて、議会の中でもかなり長い議論を交わしてきたという経過がございます。そういう流れからすると、本来であればそういう懸念が発生し、県民に一定の不安があるのだとすれば、先んじて行政の側が一定の説明資料を求めたり、情報を求めたりということが必要なのだらうと。今から思えばそういう思いがあるわけですが、先ほども安全協定にかかわる検討を進める際に、立地県以外の岩手県として、改めてこの点がポイントになってくるのではないかというお考えがあれば、そのことをお示しいただきたいと思っております。

○小山総合防災室長 今回の福島県の原子力発電所事故は、まさしく想定していた事故ではなく、それ以上の過酷な事故と理解してございます。いずれにしましても、事故発生時においては何よりも情報、どういった状況であるかという情報収集といえますか、そういった体制が必要であらうと思っております。今回の事故では、なかなかそういった情報が入っていなかったという実態がございますし、そういった面では、事業者であるか国であ

るかというのは、情報の発信の仕方も違うのでありましょけれども、そういった情報の収集が第一。それに対してどう取り扱うかというのが次のステップであろうかなと思っております。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

○**佐々木大和委員** 本件に関しては、さらなる調査検討をしたいと思いますので、継続をお願いしたい。

○**五日市王委員長** 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**五日市王委員長** では再開をいたします。

本請願の取り扱いについては、継続審査との御意見がありますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかにないようですので、本請願は継続審査とし、環境福祉委員会との連合審査を開くことについて、環境福祉委員会に申し入れることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議ありませんので、そのように継続審査と決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**五日市王委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、総務部から、専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○**加藤総務部長** 2月県議会定例会、本会議でございますが、終了後に予定しております専決処分につきまして、あらかじめ御了解いただきたいと存じますので、その内容について説明申し上げます。

専決処分が見込まれる予定の件数でございますが、2件でございます。第1でございますが、平成23年度岩手県一般会計補正予算の専決処分であります。これは、当委員会冒頭に説明いたしました平成23年度岩手県一般会計補正予算、追加提案を予定していると申し上げましたが、この議案とは別に例年3月末に固まります地方債等の決定のほか、先日議決いただきました東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじの増刷発売に伴う最終的な収益金の決定も同時期とならざるを得ないことから、これらに伴う歳入歳出の歳出予算の補正につきまして専決処分させていただきたいと存じております。

第2でございますが、岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分であります。これは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案が今国会に提出されておりますが、お手元に配付しております資料でございますが、法律案の概要に記

載されております内容の地方税の平成 24 年度税制改正が見込まれております。資料をごらんいただきたいと思いますが、この法律案の概要中、1 枚目の 2、住宅・土地税制の項中、不動産取得税に係る特例措置の延長、3、自動車税制の項の自動車取得税におけるエコカー減税の再編等、めくっていただきまして、5、税負担軽減措置等の項中、軽油引取税特例措置の延長など、この 4 月から施行する必要があるものにつきましては、早急に条例改正を要しますことから、国会におきまして年度末までに成立した法案の内容に応じまして、年度末に専決処分させていただきたいと存じております。どうか御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 この件につきまして、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、お諮りいたします。

専決処分については、ただいまの説明のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、了承することに決定いたしました。

次に、県営建設工事の入札・契約制度について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋入札課長 さきの委員会で説明を求められておりました入札・契約制度の全体像について、お手元に配付しております資料「県営建設工事の入札・契約制度について」に基づき御説明いたします。内容につきましては、これまでの改正の主な動きと、現在の制度、骨格について御説明させていただきたいと思っております。

まず、ローマ数字 I の部分、これまでの制度見直しにかかわる主な動きでございます。公共調達にまつわる事件等を契機として、法律の制定、全国知事会の改革指針、本県では平成 12 年に大船渡事件、平成 17 年に公正取引委員会による排除勧告があり、逐次制度改正を行ってまいりましたが、平成 19 年 7 月に全面的な入札制度改革を実施し、現在に至っております。

現在の制度の骨格でございますが、入札契約適正化法で定める適正化の基本原則に沿った内容となっております。個々の詳しい制度については、説明を省略させていただきますが、資料の II に記載のとおり、第 1 に、落札者決定の過程を情報公開し、透明性の確保、第 2 に、発注者の恣意性を排除しつつ競争性を確保する公正な競争の促進、2 ページに進みまして、中ほど第 3 に、品質のよい社会資本整備のための適正な施工の確保、第 4 に、談合など不正行為の排除の徹底、この四つの基本原則に沿った制度の組み立てとなっております。

4 ページをごらんいただきたいと思っております。参考といたしまして、平成 19 年度の入札制度改革の状況を掲載しておりますが、この中でよく御質問をいただきます最低制限価格について若干補足させていただきます。一番下、7、その他をごらんいただきたいと思っております。この改革以前には、1 億円未満の工事に最低制限価格制度を取り入れておりましたが、

くじ引き落札も相当件数あり、これにかえて現在の平均型失格基準価格の制度を導入いたしました。現在の本県のこの制度と同様の方法を、自治体によりましては、平均型最低制限価格と呼んでいるところもございまして、即時失格という機能は全く同様に、しかもくじ引きもほとんど発生することがなく、低入札の排除に大きな効果を発揮しているところもございまして。

以上、現在の本県の制度の概要について、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○及川あつし委員 入札の件については、私からお願いをして、きょうお取り計らいをいただきました。事前に詳細に説明をいただいておりますので、きょう特段質疑で申し上げることはないのですが、いずれにしても今後の大量な発注に備えて、さらに工夫を重ねていっていただきたいということです。

この際ということなので、その他のところでお話をさせていただきたいのですが、地域防災計画の見直しについてであります。これは、委員長にも後で取り計らいをいただきたいのですが、今回の予算特別委員会などで地域防災計画の見直しの議論がなされておいて、私もちょっと気づいたのですが、議会側としても、3月11日から、特に前半の半年間、議会として何をやったのかという検証、きょうは特別委員長もいらっしゃるので、議長と議運の委員長と、特別委員長に、そういう趣旨の発言があったということで、総務委員長から申し出ていただきたいわけです。

振り返りますと、発災から何日目だったか忘れたのですが、当初岩手県議会に議員連絡本部というのを立ち上げたと思っております。結果として、5月26日までに集計上は203件——各議員が203の事項ですから、件数で言えばこの何倍にも当たる何百件にもなると思うのですが、各議員それぞれの活動拠点が震災に関するよろず相談所みたいな形になって、それをどう集約して執行部の皆さんに伝えるかということで、当時議員の連絡本部というものを立ち上げたということだったと思います。

今回の防災計画に直接盛り込むかどうかは別として、大規模な災害が起きた場合の議員の役割、議会としての役割、執行部との関係、そういうのは実は一回検証しておくべきかなと思っていました。私は盛岡ですので、発災からずっと盛岡にいて、かなりの頻度で庁内に来て、県民の皆さんのいろんな相談とかやりとりをしている中で、各議員が同じような項目の相談事をもたらってきて、それをそれぞれが照会しているということで、執行部の皆さんとのコミュニケーションがかなり難しかった時期があって、そうであれば、議会側に一たん窓口をつくって、そして同じような問題であれば事前にさばくというような機能が議員の連絡本部であったと思っております。これについては、一定の効果があつたのかなと、私自身は検証しているところであります。

ついでには、再度議会として対応した震災後の議員の連絡本部についての検証をする時期かなとも思いますし、過日の予算特別委員会中の地震発生時の対応についても、津波警報

が出た場合に、委員会、議会等をどうするのかというふうな、あらかじめの取り決めも必要なのではないかなと思ったところでもありますので、そうした全般的な議会としての取り組みもぜひ検証するべきだということで、そういう意見があった旨委員長からお願いをしたいということ。

あとは執行部の皆様にも、繰り返しになりますが、どこに盛り込むかは別として、議員、議会とのこういう災害時の取り扱いについては、一たん検証していただきたいと思っています。そうでないと、私も何度も総合防災室に行きましたけれども、皆さんベストを着て、一つの連絡事項を伝えるのにも、かなりこちらからはばかられるような事態でありましたし、各議員が、初期段階の相談事項か、一たん役所の皆さんと相談をしてどうしても改善しなかった難しい話か、どちらかの話を相当な件数——何百件も持っていたと思うのですが、それへの対応などについても検証して、その上で計画上何かしらの形で上げさせていただきたいなと思っていますのですが、それについての所感を求めたいと思います。

○加藤総務部長 地域防災計画をいろいろ取りまとめておりますが、今対外的な災害対応部分を中心でございまして、議会あるいは議員の先生方との関係といえますか、今申し上げたような視点の部分は、今のところの見直し案につきましては必ずしも盛り込まれておりません。ただ、防災計画に盛り込むかどうかということはさておくとして、同じようなことが起こった場合には、同じような事態になると思いますし、先生方を通じていろいろ寄せられる県民の皆様のご状況、あるいは課題等につきましては、我々もある意味いろいろな気づきもございましたし、対応する上で非常に参考になった点もございます。そのため、その取り扱い方につきましては、今委員会の場でも、各委員長なり議長なりに委員長から申し入れをとという御意見もございましたが、議会事務局等を通じてよく相談いたしまして、その辺は整理させていただきまして、私どもとしてもどういう取り扱いがいいのか検討させていただきたいと思います。(及川あつし委員「よろしく申し上げます」と呼ぶ)

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○佐々木努委員 それでは、私から1点だけ執行部の皆さんにお伺いしたいと思います。

私が今非常に気にしているのが、被災地の公共交通でありまして、それぞれの被災自治体で国から助成金をもらってバス運行をしていると思うのですが、今現在その利用状況はどのようになっているのか、あるいはその問題点というのが出てきているのかいないのか、その辺のところ、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○野中交通課長 バス等の公共交通の利用状況というお尋ねでございます。現在県では、複数市町村にまたがる広域幹線的な交通につきましては、国の国庫補助と協調しながら、バス交通対策費を計上して支援を申し上げておりますが、県全体として57路線ございます。現在被災地の部分についての路線数は、ちょっと今数字は持ち合わせておりませんが、十数件はあったと思います。

それから、それぞれの市町村の仮設住宅団地の交通の確保につきましては、基本的に市町村で対応いただいているのですが、これにつきましても今回被災地特例というの

がございまして、1年間3,500万円を限度に、仮設住宅団地と病院であるとか、商業施設あるいは市役所と、そういったさまざまなところを結ぶ交通の確保のために、そういった調査事業として3,500万円の措置がありまして、今団地を抱えているほとんどの市町村で導入しまして、進めている段階でございまして。

○佐々木努委員 利用実績とか状況とかがわかればと思って聞いたのですが、どの程度利用されているのかはわからないということですね。

○野中交通課長 大変申しわけありません、利用状況というのは利用者数ということ……。 (佐々木努委員「利用者数ということですか」と呼ぶ) 利用者数につきましては、把握してございません。申しわけございません。

○佐々木努委員 デマンド交通システムはおわかりだと思いますが、県内でも民間タクシー会社等を使って、戸口から戸口へ乗客の輸送をしている例があるのです。私は今回バスを通して被災者の方の交通——足を確保するというのも大事だと思うのですが、一方で全国的に取り組まれているデマンド交通こそ今被災地に一番合っているといえますか、入り組んだところに仮設住宅が建っていたり、多くの方が高台に住まわれているというような状況であればなおさら、デマンド交通を被災地に普及して、被災者の方の足の確保をすべきではないかと思っているわけです。

ですから、これをどのような形で被災地の自治体にお伝えできればいいか非常に悩んでいるのですが、県もそういうところを調査しながら、本当に被災地に合ったこれからの交通体系、どのようなものが適しているのかというのを少し研究していただいて、そのようなものも普及できるのであれば普及させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木副部長兼地域振興室長兼復興局参事 委員御指摘のとおり、デマンド交通は非常に機敏性に富んで、現在北上市の口内とか、江刺とか、岩泉町では過疎地輸送タクシーということで、自治会が主体で取り組み始めました。これは、問題点も多々ございまして、どういう責任体系で運行するかとか、車両をどう保管するかとか、詰めていくとかなり細かい問題点もございまして、管理主体と運営主体と、例えば仮設住宅の自治会でそれができるのか、どういう支援を——市町村で手を差し伸べれば、そこは自主的に運行できるのかというふうな問題点も先行事例からしてございます。

ただ、交通弱者のために高台と平地を結ぶデマンド交通を自主的に活用するというのは非常に大切なこととございまして、早急にバス対策の一環として、主体的には市町村と、その仮設住宅の自治会が中心となる事業になりますので、研究させていただきたいと思っております。

○佐々木努委員 私は、この分野こそ民間の力を借りるべきだと思います。タクシー会社もそうですけれども、新たな起業となることにもつながると思いますので、そういう方々の参入も視野に入れながら、これから取り組んでいってほしい、ぜひ取り組んでいってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○田村誠委員 これから災害復興に向けて、マンパワーがかなり不足していると言われていたわけですが、私が調べてみたのは水産関係なので、水産関係の数字だけを見ているわけですが、私が調べてみたのは水産関係なので、水産関係の数字だけを見ていると、3カ年平均で7億円程度の水産振興関係の予算があったわけですが、それが平成23年度は980億円、24年度は130億円ということで、140倍から18倍という予算執行になりますし、当案では、3カ年平均で55億円あったのが、平成23年度は1,070億円、24年度は570億円ということで、20倍から10倍ぐらいの予算執行、あるいは災害査定の設定額は3,000億円ということで、通常予算の約44年分という予算の執行に相なるわけですが、こうした復興に向けたかなりの予算執行のための人員不足というのは予想されてくるだろうと思いますが、この種の対策について、ぜひ予算執行上、人手不足でなくなるというようなことがないようにしていただかなければならないわけですが、これに対する取り組みなどをお示しいただきたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 マンパワーの確保というところですが、平成24年4月という部分におきましては、23年対比で約230名の増員を図るという予定で今最終調整を行っているところですが、しかしながら、来年度に至った段階で、さらにまた状況の変化というのが大いに予想されるところでございます。委員から御指摘の予算規模の問題とか、そういうのがございます。他県の応援というのもなかなか厳しい状況ではありますけれども、引き続きそういった他県の応援でありますとか、専門性のある人間の選考採用でありますとか、さらには翌年度の新採用職員、既卒の人間もおりますので、可能な限り繰り上げて前倒しで採用するとか、いろんな手だてを講じながら、そういったマンパワーの確保について、各部局の状況も随時確認しながら対応していきたいと考えております。

○田村誠委員 ぜひそういうことでお願いをいたすと同時に、国でもさまざまな応援体制などを一生懸命やると言ってくれているわけですので、そうしたことも含めて、決して人員不足により予算執行ができないというようなことがないように、特によりしくお願いします。

○城内愛彦委員 きのう県職員の方々の異動が発表になりましたけれども、それに伴って、沿岸地域に出向く方々の宿泊先は十二分に確保されているのか、そういう状況はつかんでいるのかをお伺いしたいと思います。

○新屋管財課総括課長 現地への派遣職員の関係につきましては、管財課といたしまして、今年度復興支援の最大のビジョンといたしまして、沿岸、特に釜石、宮古、大船渡の各合同庁舎の公舎管理部門と連携して対応してきております。現在管財課といたしましては、どうしてもアパート等を確保できない部分もございまして、応急仮設住宅等を十分活用させていただきながら、民間のアパート、旅館等を借り上げる形で、とりあえず来年度4月の人員配置にも対応できる形でできるのではないかと調整しているところでございます。

○城内愛彦委員 宿泊先が例年どおりに確保できないというのは、そのとおりなのですが、ぜひそういった中であっても、被災地、地元泊まっていたら、しっかりと

地域住民と密接な対応を図ってほしいと、そういうことを要望して終わります。

○久保孝喜委員 私から2点お尋ねしたいと思います。

最初に、おとといの津波注意報の発令に伴っての対応ですが、これまで地域防災計画への盛り込みを、それぞれの1年間の検証を洗い出して作業を進めているところなわけですが、おとといの津波注意報、事なきを得たということでは大変よかったわけですが、3.11の教訓との対比で、まだまだ課題があるということも報道されております。県としては、おとといの津波注意報への各自治体の対応、あるいは県の対応を含めて、おとといの話ですからまだ検証中であろうとは思いますが、今現在でどういう課題があると認識されているのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○小山総合防災室長 おとといの津波注意報の発令に際しましては、その時点で警戒本部を立ち上げまして、とにかく沿岸の市町村に対して情報連絡をとったところでございます。

検証といいますか、大槌町と直接連絡がとれなかったという実態がございます。これにつきましては、我々情報をいろんなルートからとろうと思ひまして、別な防災機関からとって状況を把握したのでございますが、その実態を後で確認いたしましたら、大槌の仮庁舎が浸水域にありまして、その上の中央公民館に全体で避難したと。災対本部も中央公民館に移したという実態でございました。

連絡をとれなかったというのは、今回市町村の災対本部が移った場合どうするかという話でございました。これにつきましては、双方やり取りのある世界ですので、うまくいかない部分もあるかもしれませんが、今回の反省を踏まえまして、市町村にある衛星携帯の番号は全部押さえてございます。場合によってはそれを使うということも対策としては取り入れるということで、最終的には大槌町からは、コンピューターといいますか、インターネットを使った災害情報の収集ができましたものですから、それで状況がわかったというところでございました。

こういったことを踏まえまして、今回の3.11の反省でもございますけれども、衛星系の通信とか、そういった情報連絡体制の確保というのはしっかりとやっていきたいと思っています。

○久保孝喜委員 情報通信系のさらなる強化という点ではそのとおりだろうと思いますが、各自治体における避難発令の仕方についても、かなり違いが出てきております。しかし、何よりも必要な大きな要素は、避難を呼びかけるというその大前提が、実際のところどうだったのかという検証ではないかと思ひます。一部報道で、3.11で被災した防災無線施設が撤去などされたままになっていて、防災無線が機能しなかったという地区があったやに報道されておりました。これから先の防災が、まさに一人の命も失わない体制を構築していくという上では、防災無線などは本来真っ先に手をかけるべきことだったろうと思ひますが、沿岸地域で防災無線が機能しないエリアとか、あるいは地区などの実態についてはどのように把握をされているでしょうか。

○小山総合防災室長 今手元に詳しい数字はございませんが、総合的な話をさせていただ

きますと、災害復旧の国の補助金を使いまして、沿岸地域被災地は、3月中には仮復旧もしくは本復旧になると・・・。（「全部？」と呼ぶ者あり） ええ、全部という情報は得ております。まだ3月中ということで、完成であるかどうかまでは確認しておりませんが、そういったことで進んでおりまして、今回どの地区が聞こえなかったという詳細情報は得ておりませんが、市町村においても早期の復旧に向けて取り組んでいるという状況とっております。

○久保孝喜委員 この問題は、通信系の問題ももちろんそうなのですが、まずは避難を呼びかけるという最初の第一歩がつかまずかないようにしていかなくてはならないと。そういう意味で、特段の取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、JRの復旧の問題なのですが、これまでの議会の中でも、県当局は再三、鉄道による復旧ということを求めてきたとっておりましたし、私ら議会もそのように認識をして、議会意思も表明しているところであります。しかし大変びっくりしたのは、県当局の側からJR東日本に対して、BRTを言う際の条件提示みたいな形で非公式な接触があったということが一部で報道されております。しかも、ことしに入ってからという時期まで明示されて話が出ているわけなのですが、鉄道による復旧を前提にするという背後で、BRTの場合はこうだというような話がまかり通っているとすれば、これは県民に対する説明責任に非常に問題があると言わざるを得ないわけですが、そうした事実経過はあるのでしょうか。この場ではっきり表明をしていただきたいと思います。

○佐々木副部長兼地域振興室長兼復興局参事 県といたしましては、鉄道復旧ということで、あくまでもそれでJRに対して求めておりますし、交渉もしております。

○久保孝喜委員 一部に年明け、県幹部とJR東日本幹部が水面下で接触をして、BRTの場合は、それを言うならこういうことをしなければならぬとか、こういうふうにするべきだとかというような話をしたというのが報道されているわけです。ですから、今この場では、もしそういうことがないとなれば明確に否定して、そういう誤った認識なり状況というのを県民に誤解を与えないように、きちんと釈明をすべきではないかという趣旨で発言をさせていただいたところですので、改めて御答弁願います。

○佐々木副部長兼地域振興室長兼復興局参事 そのような事実はございません。

○久保孝喜委員 このJRの復旧の問題は、沿岸地域だけではなく岩泉線を含めて県政の大きな課題に浮上しているわけです。したがって、きょう御出席をいただいている副知事の決意をこの際お聞きをしたいと。

○千葉政策地域部長事務取扱 事務取扱として出席させていただいておりますが、所感ということでございますので、改めて申し上げますが、鉄道での復旧というのが基本だということについて、私どもは変わっておりません。それにつきましては、これまでも市町村と御一緒に要望してまいりましたし、先般県議会での議決という応援もあります。いずれ基本的に鉄道での復旧ということで邁進したいと考えております。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 ただいまの久保委員のJRの問題に関連して、そこからお聞きをしますが、私どもの県議会でも、全線JRによる復旧ということの決議を挙げまして、議長には東京に、国土交通大臣や復興大臣、総理大臣に要望をしていただいたところであります。我々は、先月の末に復興庁支局の津川祥吾政務官にお会いしてきましたが、BRTに関しては、宮城県の気仙沼市長がそういう話も――短期間であればという話をしたことはあるようだけれども、復興庁岩手支局には、JRからそのような話は一切ないと、こういうことをごさいました。

　　したがって、今大事なことは、そういういろんな報道がされたからといって、沿線の市町村長さんたちが、特に一本釣りに遭ったような形で、前置きをしつつもBRTではない、救急のという議論は非常に危険だと思います。JRは、何となくですよ、やってやるから半分金を出せとか、そういう条件闘争に移っているような気がしております。路線が全部被災した、トンネルも水をかぶった、防潮堤ができないと安全確保ができないとかなんとか言っているようでもありますけれども、本来国鉄からJRに移管される際に、公共という部分は大事にしていくという取り決めがあるはずでありますので、私たちはそういうところによりどころを求めて交渉していかないと、前置きをして2年、3年の間とか仮に言ったとしても、報道陣がそこを消しますから、BRTでいいという話しか残ってこない。これは、発言に非常に注意してもらわないと大変なことになると思います。報道陣の皆様は、起承転結までしっかりと書くように、この際頼んでおきたいと思います。

　　先ほど佐々木委員からオンデマンドの交通の話がありました。仮設のところをめぐるということ、今の大変な時期の仮設に住んでおられる方々の利便性を図るということは非常に大事なことであります。ただ、おおむね骨子として応急仮設住宅はあと2年ぐらいということになっていまして、県は災害復興住宅を急いでいるわけであります。したがって、オンデマンドの動きと、BRTの動きがラップしてしまうことは非常に危険だと思っておりますので、県当局におかれましては、背骨と枝葉末節のところと、それぞれの可能性はあるかと思っておりますけれども、そこは曲げないようにお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○千葉政策地域部長事務取扱 今委員から極めて重要なお話であります。沿岸地域の交通ネットワーク、交通体系というのは、今でも鉄道を基本として、それにさまざまなバス路線、あるいはさまざまな公共交通が絡む、一つの体系として、ネットワーク化して維持してきたという状況にあるわけでございます。したがって、例えば、先ほどから御議論のありますデマンド交通、こういうものは、コミュニティーあるいは地域的なものとしては非常に有効だと思っておりますが、そのバス交通等についての話が、そういう意味でBRTとか、そういう話に平行にならないように、私どもも県民の方々に十分、さまざまなツールで御説明をし、御理解をいただく必要があるものと考えておりますので、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 やはりJRで八戸から仙台まで一直線につながってこそ、三陸沿岸復興

につながると考えておりますので、ぜひその精神を大事にしながら、これは時間がかかるのはしょうがないかもしれませんが、仮末代という言葉があります。仮に ― 臨時に設置したものがそのまま何十年も続いてしまうことはあり得る話でありますので、そこでこの説を曲げないようお願いをしたいと思います。

それから、水門の話が出ましたのでお伺いいたします。今回被災した沿岸の中には、防潮堤の中にそれぞれ水樋門 ― 言い方が違うようでありますけれども、私たちは水樋門と習ってきましたが ― これが被災をして開かなくなったものをようやくこじあけて、船の荷を積んだりおろしたりに使っているところ、いろいろあります。これは、地域管内の消防団と消防署が開閉の義務を ― 仕事を受託してきたはずであります。発災以来、今現在その水門の開閉、維持管理といえますか、そういったものは相変わらず消防団に帰属しているのでしょうか。それとも、どこか別のところがやるようになっているのでしょうか、契約上どうなっているのでしょうか。そして、これまでは震度4になれば水門を閉めると聞いてきました。今回も震度4だ。そうすると、閉まったのか閉まらなかったのか、そこら辺はどうでしょう。

○小野寺防災消防課長 今委員お話がありました水門の部分について、確かに市町村の条例と、それから安全管理の中で水門の部分については消防団がという規定になってございますが、前回の3.11の津波を踏まえて、その部分については今後見直していくということと伺っております。

今回の、先々日の震度4の部分について、水門の部分でどう対応したかという点については、直接当方としては把握はしておりません。申しわけありません。

○伊藤勢至委員 契約ですから、例えば1年間幾ら幾らという金額で決めているわけですよ。そんなに大きい金額ではないと思います。ですけれども、消防という使命感と、そういう約束があるということから、義務を果たさなければならないということで、消防団は、水門に絡んで大変大きな犠牲を出しているわけでありまして、復旧は急ぎますけれども、同時に消防庁でも、消防団員の対処の仕方の見直しが進んでいるようでありますから、こういうものは一日も早く決めていただいて、二度と消防団員がそのような悲惨なことにならないようお願いをしておきたいと思いますが、何かあったらお伺いをいたします。

○小山総合防災室長 委員おっしゃるとおりだと思います。我々も、前にもお話しさせていただきましたが、沿岸の消防団長の皆さん方等の意見を聞きながら、いかにあるべきかと鋭意検討しているところでございます。そういった検討を踏まえて、早急な安全対策を確立してまいりたいと思っております。

○伊藤勢至委員 最後に、入札の見直し、契約制度等についてお伺いをいたします。

先ほど及川委員は、事前に詳しい説明があったので、ここでは聞かないと、こういうことでした。私は、ここに来て初めてこれを見ました。ひがむわけではありませんが、なぜ我々にも説明がなかったのですか。ひがんでいるかな。

(「委員長、済みません、私にはあったのですけれども」と呼ぶ者あり)

○伊藤勢至委員 今のは、やめましょう。今もらったペーパーの平成 12 年 7 月、大船渡地方振興局の指名競争入札における談合及び不適正事務処理と、こういうことをあえてうたっていますのは、あなた方の中には建設業は敵だという思いがあるのだと思います。おれたちの仲間を 1 人犠牲にしてしまった、このやろう、建設業、あいつらつぶしてやるぞという気持ちがあるのではないのでしょうか。建設産業界も、今回の地震津波で見直されてはいますが、これまで長い間県民のための仕事をしながら、割を食ってきたと私は思っております。いわれのないバッシングに遭ってきたと思っているのです。ところが、建設産業界も構成しているのは県民です。彼ら建設産業界の皆さんに適正な利益を上げてもらって県税で返してもらい、そしてそれをまた仕事で返してやるというのは大きな循環だと思えます。どうしてもこういうのを見ていますと、いろいろ業界の要望を吸い上げて対応していきましようと言っているようには聞こえますが、おれたちの仲間を 1 人犠牲にしたという思いばかりが先に立っているように思えてならない。そうではなくて、みんな県民だと、頑張っって生活をして上がった利益を県税で返してくださいという根本の気持ちを持って対処していただきたい、このように思うのですが、いかがですか。

○加藤総務部長 この表記の受けとめでございますが、建設業者につきましても、当然県の中でしっかり活動していただきまして、利益も上げていただきまして、また納税の義務を果たしていただきたい。そして健全に発展していただきたいと感じておりまして、敵視とか、そういう気持ちは毛頭ございません。これにつきましては、こういう事件がございましたので、一般の県民の皆さんから指弾を受けないように、建設業者も含めて適正な関係を築いていこう、襟を正していこうと、そういう経緯もございまして、入札制度につきましても当たってきたという中で記載させていただいたということでございます。

建設業者につきましてもの認識は、先ほど申し上げたとおりでございますし、また今現在復旧、復興の中で、むしろ非常に重要な、ある意味パートナーだと思っておりますので、建設業者なりの課題ですとか、そのお考えとかもよくお聞きしながら、そしてこれまでの入札契約制度の経緯なり、基本的な考え方もございますので、これもしっかり押さえつつ、適切な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 そういうことで、ぜひお願いをしたいと思います。

今大事なことは、復興に向かっていよいよ大きな仕事がいっぱい出てきて、それをこなしてもらい、そして利益を上げてください、そしてそれを県税に払ってください、こういうサイクルでいくべきだと思います。私もこういうスタイルでお聞きをしたいと思いますので、皆さんもこういうスタイルで臨んでいただきたいと思います。

○佐々木大和委員 復興住宅について聞きたいと思います。

4,000 から 5,000 戸の復興住宅ということで、いよいよ始まってきているわけですが、そういう中で、一つは建物の形態が集合型と戸建てとあるわけですが、それらについて、岩手県はどういう格好で進めるのか。

それに加えて、宮城県の情報を見たのですが、建て売りではないですけども、直接の建て売りもあるのかもしれませんが、戸建ての場合に、それぞれが建てたものを買上げるという制度を今度実行したいというような情報がありました。先ほど来お話がありますように、今回の予算が非常に、こういう災害対応の予算というのは多くなってくるわけですけども、それを発注するにも、設計その他でやって、いかに進むかに比べれば、最小限の条件を示して、土地を示して、それぞれ建てさせた上で、それを検査して買上げようと、そういう制度があってもいいのではないかと。今回特にそういうチャンスではないのかなということをおっしゃるわけでございます。

特別委員会でも県産材の活用をたくさんの方から言われました。そして、県内各地、もう142グループでそういうことをやっている。岩手型住宅のことも出ていました。今回は、そういう方々全員に出番をつくってやるというような方策を示して、県の予算執行に当たって、窓口を絞り過ぎて、逆に職員が苦勞することが多くなるだけではなく、やはり県民全体で今回の災害復興に当たっているのだと。特にもそういう形を示す方策、方法論を、入札のみではなく考えられないのか。そういうことを、宮城県の例を見ながら考えたものですから、岩手県でもそういう提案をして、実は今回の震災から1年たちまして、内陸と沿岸の落差は大きくなっています。当然のことです。そういう意味で、県の第一の重点施策になる復興に関して、県民の意識を高める意味でも、全体が復興にかかわってもらうというので、この住宅に関してもそういう方策をとってもらえないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木生活再建課総括課長 災害公営住宅の関係についての御質問でございます。直接所管しておりますのは県土整備部でございますが、私どもも一体となりまして、これから住宅の再建に取り組んでまいりたいと思っております。

県土整備部からお聞きしている範囲内でございますけれども、災害公営住宅につきましては、今年度は750戸、来年度は1,000戸着手する予定になっております。建設規模につきましては、5階建ての鉄筋コンクリート造の住宅を中心に計画しておりますが、一部で木造住宅も建設することとしているということでございます。

また、県産材等の活用関係でございますけれども、知っている範囲では、被災住宅の改修等の関係につきましては、生活再建住宅支援事業の中で県産材の活用ということで、助成措置をされるものでございます。いずれまちづくり、住宅再建、全体の中で、委員仰せのお話の趣旨を含めて取り組んでいくことになろうかと思っております。(佐々木大和委員「方法論についての計画は何かないの。買上げるというのは考えられないの」と呼ぶ)具体的な方法につきましては、情報を持ち合わせておりません。いずれ県土整備部と連携して進めてまいりたいと考えております。

○佐々木大和委員 一つは、直接聞いてみますと、戸建てを望む人もかなり多いようです。制度的にも、あれは補助をもらったときに売却できる額を7年から5年にしました。国の制度もその辺に変わっているようですし、そういう支援の仕方、立ち上がりを早くするた

めの手立ては国でも取っているわけですから、そういうことをしっかり生かすように支援すべきだと思います。集合住宅を求める方も当然たくさんいるわけですが、これから入ってもらう2万戸ですか、そういう対象者の要望というのを反映させるようなバランスでやってもらったほうがいいと思いますので、そこはぜひ検討をお願いしたいと思います。

今までの一般の公共住宅で建物を出すときには、どうしても業者が絞られてくると思います。そういう意味で、全体で、極端なことを言ったら、大工さんも全部請け負えるようなところまで発注できるように、市町村と県とのバランスでやってもらって、全体が力を合わせてやっているのだと。その空気が今は足りないと思いますから、この復興に向かってみんなが協力しているのだというのを示すような施策を、ぜひ皆さんで考えて執行してもらいたいと思います。その辺について、副知事お願いします。

○**千葉政策地域部長事務取扱** 所感ということでございますけれども、いずれ復興局の話が中心なのかと思いますが、一戸建て、あるいは集合型ということで、県民の方々のニーズ、あるいは今後のまちづくりの中で、どういう形でその整備を進めるのかということが重要だと思っています。今御指摘ございました復興の進捗ということで、いろいろな方策を模索して対応していくと、これについては重要でございますので、全庁的にそういう視点で進めていきたいと考えております。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

○**及川あつし委員** 済みません、総務委員会になれていないので、一つだけ、警察にお伺いしたいと思うのですが、前回も伺った東北六魂祭の関係でありますけれども、先週商工労働観光部にもお話をいたしました。今の状況は、前回の常任委員会的时候には、開催に関係する皆さんは、どうなるのだという思いだったのですが、先週になって少し怒鳴り声を上げてきて、直近は、おい、一体どうなっているのだというようなことになっているようです。盛岡市との協議の中でいろいろお進めだと思うのですが、東北六魂祭の開催地について、見込み、どういう協議状況になっているか、お示しいただければと思います。

○**佐々木参事官兼生活安全企画課長** 東北六魂祭は、東日本大震災津波からの復興のシンボルとして、昨年仙台市で開催されました。ことしは、5月26日、27日にここ盛岡で開催というところでいろいろ進んでおるようでございます。

昨年開催されました仙台市では、予想を大幅に上回る観客ということで、祭りの一部を変更して開催されたと聞いております。警察としましては、仙台市での雑踏状況等を参考にしながら、既存の盛岡さんさ踊り、それをベースとした人出予想に加えまして、いわてデスティネーションキャンペーンや、平泉の世界文化遺産登録から1周年という観光客誘致の背景等を視野に入れた人出予想に基づく雑踏事故防止について、主催者側と何回も協議しているということでございます。

具体的に、その決定についてですが、場所の件につきましては、主催者側に主体的に判断、決定していただきまして、公表もあわせてそちらのほうにお願いしたいと。ただ、も

う大分時期が迫ってきておりまして、警察といたしましても、主催者側から示される祭典計画、あるいは自主警備計画、それについて、安全性の観点から指導、助言を行うというところをごさいますして、決定を早目をお願いしたいという立場でございます。

○及川あつし委員 意図的におくらせていることはないと思うのですが、安全上の観点でここまで来ていると思うのですけれども、DCの一つの目玉でもありますし、今もうエージェントの皆さんが旅行商品を売るときに、東北六魂祭を中心にどういうコースを組んでどうやるのだという具体的なところに着手できないで、主催者側に憤りをぶつけているような状況が続いているようでありますので、もう最終的な論点に来ていると思いますので、できるだけ早目に開催決定をしていただいて、安全を確保しつつ、東北六魂祭を成功させて、DCによる県内の経済波及効果をしっかり享受できるように一緒に頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

○五日市王委員長 ほかに。

○佐々木努委員 本当に最後にしようと思います。先ほどの私の発言が誤解を招くとうまくないので、少し補足をさせていただきます。

鉄道が駅から駅の間で人を運ぶとしますと、デマンド交通というのは、自分の住んでいるところから駅まで人を運ぶという、そういう交通と考えていただければよろしいかと思えます。陸前高田市を例にいたしますと、人が住んでいたところが、ほとんど人が住めなくなる、そしてみんな平場から離れたところに住まなくてはならなくなるという状況の中で、今度は駅から住宅までの距離がかなり出てくるのだと思います。それを補完するのはデマンド交通が一番有効なのではないかと私は思っています。

そういうことから、鉄道は鉄道の役割があって、そしてデマンド交通は鉄道までを補完する交通機関、あるいはその区域内だけを回る交通機関ということで、役割が全く別なものと私は認識しております。そういう観点から、鉄道と、そしてこの地域限定のデマンド交通を一体的に進めていくことが、これからの被災地にとっては重要なのだと私は信じています。そういうことから、先ほど私はああいうお話をさせていただきましたので、決してBRTを促進するような、そういう話ではないということをお話ししておきたいと思えます。

○工藤勝子委員 何も言わないで委員会を終わるのもちょっとあれですので、お聞きしたいと思えます。

地域の宝についてお聞きしたいと思っております。というのは、県内さまざまところにたくさんの宝が残されておりますし、そして沿岸地域にもそれぞれ県の指定になっている文化財みたいなものがあったのだらうと思えます。県教育委員会に聞きましたら、把握していないという話でございました。例えばお寺が流されておりますので、指定されている仏像が流されてしまったとか、そういう形の中で、これはしっかり把握する必要があるのではないかと思っているところでありまして、地域の宝という部分からすると、政策地域部でしたか、そういうところも関係するのではないかなと思っており、その辺について、し

ていなければ調査を、市町村と一緒にやってやるべきではないかなと。もちろん損失額なんかはほとんどわからないわけでありまして、そういうことも大事ではないかなと思っております。

それから、心の復興ということが盛んに言われております。財源がいっぱいあれば、橋もできるし、道路もできるし、港湾もできてくる。だけれども、被災された人たちの心が復興してこなければ、真の復興ではないと言われている中で、ではどういうところから復興させていったらいいのかなと考えたときに、郷土芸能だという人たちがいるわけです。今まで残されていたいろんな郷土芸能——神楽とか鹿踊だとか、太鼓もありますし、そういうものが復活しなければならないという中で、現在復興して活動を始めている郷土芸能等に、予算を出しているようではありますが、そういうところがわかりましたらお示ししたいと思います。

○伊藤県北沿岸・定住交流課長 前段の御質問について、若干だけ御説明したいと思います。

直接の回答になるかどうかあれですけども、現在私ども新年度からいよいよ、いわて三陸ジオパークの日本認定を目指しまして活動を開始しているところに来ております。その中で、沿岸被災地を含めまして、地質だけではなくて、そういう大地の上に派生します生態系ですとか、文化活動ですとか、さらに今回の津波防災の視点で、そういう被災遺構ですとかを、市町村と一緒にジオサイトとして、4月からいよいよ調査することにしております。そういった中で、委員御指摘のような、まさに被災地の、今後県内外に発信できるような宝をどうやって磨いて、どうやって発信していくかという活動を展開してまいりたいと思っております。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 郷土芸能に関するお尋ねでございました。沿岸地域でさまざまな集落が被災を受けて、地域の郷土芸能の道具、用具、収蔵庫、練習場所も含めて大きな被害があったのではないかということで、私どもとしても被災地をいろいろ支援する意味で、そういった大型の用具、あるいはさまざまな収蔵庫だとか練習場所などに対する支援の予算を、今議会に提案させていただいているところでございまして、そういったところの再整備について、しっかり応援していこうということで議会にお諮りをしているところでございます。

ただ、実態の詳細の部分につきましては、まだ把握できかねているところでございますので、私ども予算を執行するに当たりましては、市町村からいろいろ情報を得ながら、その辺も把握しながら、しっかり応援してまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。正月1月に盛岡で、県の医師会、歯科医師会の新年会が行われたときに、釜石の虎舞が既に復活して、来て御披露されました。人材も亡くしましたし、もちろん道具一切がなくなってしまった、流失したという中において、全国のそういう虎舞の仲間なのではないでしょうか、支援いただいて復活することができたと。自分たちは、流されてしまった人たちのその思いを、引き継いで残していかなければならな

いのだなという思いで御披露されておりました。

そういう意味も含めまして、ぜひいろいろな形の中で調査を進められて、道具はそろえればそらえられるのでしょけれども、踊り手、はやし、そういう部分で人材を失った部分の復活というのは、難しいのだろうと思いますが、そういうものを次世代の子どもたちに引き継いでいくことも一つの文化でありますし、地域振興にもつながるわけありますので、その辺のところをしっかりとやっていただければと思います。

○**千葉政策地域部長事務取扱** 私も委員と御同様に、1月の新年会に出席をさせていただきます。拝見したものでございます。また先日の議員連盟の冒頭のイベントも拝見したところでございます。そのような地域の郷土芸能が、地域の方々の心の支え、あるいはこれからの復興の一つの中核にもなると理解しておりますので、実態把握、先ほど課長から説明がございましたが、まだ十分できていないところもございますが、その辺のところもこれから詰めながら、できるだけ復活、再興できるように進めていきたいと考えております。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 前列では、廣田理事と熊田事務局長は、総務委員会は最後だと思いますが、よろしいですか。（「一言」と呼ぶ者あり）

○**五日市王委員長** それでは、皆様から一言ごあいさつを。

○**廣田理事兼副局長** 私 34 年間県職員としてお世話になりました。皆様方には、平成7年から併任書記をやったり、あるいは東京事務所、大船渡等々で本当にお世話になりました。くしくも平成17年、18年、大船渡振興局に2年間お世話になったわけですが、そこでいろいろとお付き合いされた方々なり地域が大変な犠牲になって、その復旧、復興の仕事を1年間することになったということで、このめぐり合わせも感じております。

この1年間は、お世話になった大船渡の2年間の、少しでも恩返しができればなという思いでやってきたつもりでございますけれども、まだまだ復興には時間がかかると思います。4月以降、また一民間人、一個人として、一県民として何かの形で復興にお役に立てればと思いますので、今後ともよろしく御指導をお願いします。ありがとうございました。

（拍手）

○**熊田人事委員会事務局長** 38年間、職員として務めさせていただきました。最後の3年間は、人事委員会ということで、残念ながら給与を上げることはできませんでした。大変申しわけなく思っています。

復興を通じまして、民間の景気がよくなって、県職員の給与が上がるということを祈念して、簡単ですが、あいさつとさせていただきます。（拍手）

○**五日市王委員長** ほかになければ、本日の審査を終わります。

執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦勞様でございました。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちくだ

さい。

〔執行部退席〕

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情4件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、「交通管制センター等について」といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

○**伊藤勢至委員** 今回継続審査の上、連合審査という方向になりました。そこで、実は私たち、原子力という部分の、はっきり言って知見が何もありません。報道で知っているしかないのであります。まして地元岩手県は、東北電力というものがあまして、21%の自給力しかありませんが、そういうことも含めた上で、ぜひ連合審査の前に東北電力に来ていただいて、原子力そのものについて勉強する時間をとっていただければ、自分たちの知見を高めることにもなるのではないかと思います、委員長にお取り計らいをお願いしたいと思います。（「エネルギー」と呼ぶ者あり）（「全部でないぞ」と呼ぶ者あり）（「どんなふうにするのかな」と呼ぶ者あり）

○**伊藤勢至委員** 向こうの委員会もあるだろうし、全部に説明しているわけではないでしょう。だからトータルでやったらどうかなと思います。

○**五日市王委員長** 皆さんの御意見は。

○**及川あつし委員** 環境福祉委員会で前任期、海・山・川を守る会から出た請願の審査に2年かかわったわけではありますが、いろんな意見もありまして、東北電力もちろん現地調査をした上で、あのときに非常に大事だったのは、京都大学の原子力を研究している先生で、推進派と反対派、どちらもお呼びしたのですよね。非常にバランスのとれた研究調査ができたのではないかなと思いましたので、原子力安全・保安院の権威も今回の件で失墜しましたけれども、委員会の方でもいいでしょうし、原子力安全・保安院でもいいでしょうし、そちらのほうからも多角的な知見を寄せるといいのだと思います。その一環で東北電力にも、前回は調査に御協力いただいた経緯があると思うので、そういう形であればよろしいかと思います。

○**五日市王委員長** ほかに御意見はございませんか。

○**佐々木大和委員** 確かに直接全体を見ることがないままに、入ってくる非常に偏った情報だけの放射能とか原子力の知識なものですから、断片的過ぎて整理がついていないというのは私たちもあると思います。そういう意味で、今の及川委員の意見みたいに、全体のバランスが見えるような方向でやってもらえれば非常に役に立つと思うし、そういう意

味では、できれば今の提案も、連合審査の前だと非常に都合がいいですね。そういうことを計画してもらえばありがたいです。その意味では賛成です。

○五日市王委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 それでは、ただいまの御意見等を踏まえて調整を行いたいと思います。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

次に、当委員会の委員会調査計画についてお諮りいたします。

お手元に、委員会調査計画（案）を配付いたしておりますが、この日程により調査を行うこととし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

○及川あつし委員 さっき黙っていたのですけれども、きょうの議事の中で、専決処分について、予定の事項について説明があり、そのとき委員長が了承を求めましたよね。それは手続的に正しいですか。専決処分については、執行部が専決処分をして、直後の議会において承認を与えるのが例であって、事前に承認を与えるということはどうなのか。専決処分でそういうやり方があるのかなど。要は、議決の除外をしているのであれば別だけれども、事前に先ほどのような了承をとるやり方というのは正しいのかなとちょっと思ったので、確認してください。（「年度がわりの問題もあるのでないの」と呼ぶ者あり）

○五日市王委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 それでは、再開いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。御苦勞様でございました。